

第10日目（3月11日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、清塚武敏君から午前途中から早退、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 あらかじめお願いいたします。本日は東日本大震災発生から4年となります。犠牲となられた方々への哀悼の意をあらわすべく、大地震発生の午後2時46分に黙禱をささげたいと思いますので、その間、本会議を一旦休憩とすることをご承知ください。

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位6番、議席番号1番・永井拓三君。

○永井拓三君 皆さんおはようございます。きょうは東日本大震災から4年目ということで、少し身の引き締まる思いです。私もきょうは教育の問題を取り上げておりますが、私自身、仙台のほうにいた後輩のご両親にいろいろと教えてもらって、いろいろと叱ってもらって、そのお2人の命日だということに非常に心が悲しいなというところですが、そんないろいろと私を叱ってくれた2人のためにも、これから私は一生懸命防災とか教育とかそういうところに力を入れていければなと思い、身の引き締まる所所あります。朝早くから傍聴ありがとうございます。

雪国らしい教育手法の確立

それでは通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。今回は雪を使った教育をいうところでいろいろと質問していきますが、私の雪との出会いというところから少し話をしたいと思います。私の実家は岩波書店というところの赤い本を製本する会社を父親がやっております。生まれたころから周りには本がたくさんありました。その本に囲まれた中で私は育ってきたのですが、その中に1冊の本がありました。北海道大学の教授をされていまして雪の世界的な権威中谷宇吉郎さんという方の「雪」という本がありました。小学校のころにそれを手にしたのですが、何を書いてあるかがさっぱりわからなく、小学校のときはそれを読むことができませんでした。中学校に進学をして再びその本に目を通そうと思ったのですが、なかなか青春時代は本を読むということに明け暮れることができなかったもので、中学生のときにもパスをしました。高校生の終わりになってやっと読むに至ったのですが、そのときにやっと読むことができ、雪というものがどういうものなのかということとその本からきちんと理解したというふうにも思っております。

大学に進学しまして、私は実際に災害と科学という面で雪を研究するに至っておりますが、その中で私の師事していた教授が面白いことを教えてくださいました。「教育は施すものである。勉学は努めるものである。学問は追い求めるものである。」ということをおっしゃって

ました。つまり教育と勉強と学問というのは似たようなもので、まるで異質なものであるということをお私はそこで学びました。去年の春から新潟大学の学生相手に非常勤ですけれども、雪に関する雪と文化という授業を私が担当しております。学生に雪のことを教えると、こんな身近なところにこんないい教材があるのかというのを、改めて私も感じるところでした。雪を使って実際に小学校、中学校で教育をしたらどうかと思ったのですけれども、まずはモデル的に自分がやらなければならないと思ひまして、保育園で雪にまつわる子どもたち向けの授業を始めてみました。するとなかなかよい成果があらわれてきて、子どもたちは雪が何たるかというものをよく知るようになってきました。

南魚沼市は、世界を見てもこれほど雪が降るといふ6万人都市はほかにないと私は思っています。その雪を使った独自の教育方針を確立することは、これから地方創生を視野に入れたときに大きな武器になることは間違いないと考えております。その雪から多くのことを学ぶことができる。雪の成り立ちからは気象学や地学が、雪の結晶の観察からは科学、斜面にある雪の重さだとかからは物理学、雪を文化として捉えれば文学としての側面も持っております。また、雪国になぜ人が住むかを考えれば文化人類学となり、雪がもたらすさまざまな害を知れば社会科学や防災学、大きなくくりでは環境学へと進化します。

この大きな教育素材を義務教育中から有効に活用して、表面だけではない深みのある教育を行うことが可能なはずで、表面をさらうだけの教育——それはまるで意味のないことだと私は考えております。教育とは社会全体で人を育てるといふ活動で時間もかかれば当然お金もかかる。そういう作業です。つまり雪という教材を学校教育だけでなく、市民の生涯学習の素材として活用すべきだと私は考えております。

その中谷宇吉郎さんの本の中にも書いてありました。アメリカにはウィルソン・ベントレーと言つて、全く学校には通わなかつた農家のおじさんですけれども、雪に魅了されて雪の写真を撮るといふことを日々続けて、最終的には今私たちが教材として大学の授業などで使うような写真を幾つも撮つて、それを1冊の本にされた方もいます。これから第二の中谷宇吉郎やウィルソン・ベントレーのような優秀な人材を南魚沼から輩出するために、いま一度地域独自の教育素材を見直す必要があると私は感じております。

鉄道総研といふところの研究所が南魚沼市にあることには、当然のことながら理由があります。なぜならここが雪国で雪の研究に最適地であるからです。すなわち雪を学ぶにも最適なのだといふことを裏づけていると言つても過言ではありません。これらのことを踏まえて、雪の教材化に対する市長の考えを伺います。壇上からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦労さまです。

雪国らしい教育手法の確立

永井議員のご質問にお答えいたしますが、この中谷先生の有名な言葉で「雪は天からの手紙」といふことがありますけれども、こういうことを、今、議員がそれぞれおっしゃったわけであり、内容的にはまずは教育長に答弁をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

す。

○議 長 教育長。

○教 育 長 雪国らしい教育手法の確立

永井議員の雪国らしい教育手法の確立についてお答えします。新潟県が生んだ偉大な詩人、西脇順三郎は故郷新潟の冬への思いを「冬には春の契りあり」とうたいました。そしてその契りのある、約束の春が南魚沼市の地にもやってきました。やってきたと思ったら、きのうから冬の名残雪ならぬどか雪になってしまいました。冬そして雪は、南魚沼市民にとって昔から戦うだけではなく、多くを学び多くを楽しむ存在でした。また、コシヒカリに代表されるように雪解け水は農作物にも多大な恵みを与えています。永井議員の質問に対して質問・雪の教材化については、まず教育委員会の考え方について、次に現状の取り組みについて、最後に今後の取り組みについての枠組みで答弁させていただきます。

まず教育委員会の考え方です。議員ご指摘のとおり、雪に学ぶには最適地である南魚沼市だからこそ、いま一度地域独自の教育素材としての雪を見つめ直し、その雪を使った独自の教育方針を確立するという事は大切であると考えております。

次に現状の取り組みについて説明します。校章に雪をデザインしている小学校は 19 校中 11 校、中学では 6 校中 2 校です。社会科の資料を作成し、その中では雪国の人々の暮らしや北越雪譜を掲載して各学校で活用しております。4 年生の理科では天気の様子や自然界の水の変化について、5 年生では雲の量や動きは天気の変化と関係があることなどから、雪に関しても学習しております。教科の学習に加え総合的な学習の時間で、克雪などの視点からまちづくり学習に取り組んでいる学校も見られます。

以上のように、雪の教材化については市独自の教育方針ではなく、学校に任されているのが現状です。残念ながら委員ご指摘のように、表面をさらうだけの教育にとどまっております。それでは今後の取り組みについて説明します。現在策定中の教育基本法計画の中に南魚沼市の特色を生かし、「南魚沼市だからできること、南魚沼市だからやらなければならないこと」の視点から、学校教育や生涯学習で行うべきことを基本計画に盛り込んでいく予定です。雪を使った独自の教育方針の確立、雪の教材化についても 1 つの柱として検討してまいります。

それでは、その検討を進める上で、1 つは長岡技術科学大学から学びたいと思っております。南魚沼市と長岡技術科学大学は、文科省の市の拠点整備事業を受けて連携協定を結び、雪国のクオリティ・オブ・ライフ向上のための社会工学的研究と人材育成の推進を既に進めております。

次にご指摘の鉄道総合技術研究所、塩沢にあります塩沢雪害防止実験所からも学びます。鉄道関係では唯一の雪や寒さに関する総合実験施設で、雪氷現象や雪害対策についていろいろな実験、解析を行っております。

市内企業からも学びたいと思っております。八海醸造（株）、アグリコア越後ワイナリー等では雪室貯蔵を行っております。また、塩沢の町田建設は雪崩研究の第一人者でもあります。

そして特定非営利活動法人エコプラスからも学びたいと思っております。毎年3月下旬に雪がたっぷり降る春の里山、清水集落で雪三昧キャンプを実施しております。

そして最後に、南魚沼市の子どもたちに雪国らしい教育を公約に掲げている永井議員からも協力をいただきたいと考えております。

雪を教材化した独自の教育方針を確立することで、小千谷市生まれの詩人西脇順三郎、雪の結晶の美しさに魅せられ、先ほど市長もお話した「雪は天からの手紙」とうたった物理学者中谷宇吉郎、そしてアメリカ人で雪の結晶の写真家ウィルソン・ベントレーなどの人たちを超える人材が、南魚沼市から輩出できることを願っております。以上で答弁を終わります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 雪国らしい教育手法の確立

私が今回この質問を選んだのは、やはり雪というのが私たちの市にとって本当に大切なものだということを感じているからであります。こんなことを言うのも何ですけども、私は自分が南魚沼市を一番楽しんでいるのではないかというふうに自負している人間ですけども、南魚沼市から人口流出とかそういうところまで考えたときに、せめてもうちの市から出ていく子どもたちは——恐らく進学とかそこらが最初に出て行くところだと思うのですけれども——少なくとも「雪はなぜ白いか」というぐらいのことはわかっていてもらいたいなど私は思っているのですね。それがこの地に生まれ育ったという大きな意味だと思っています。雪が何で白いかなんて本当に単純な疑問ですよ。それが実際に大学の授業で一番最初に発する一言ですけども、それがわかればいろいろな科学がわかってきて、いろいろな文学にもつながるような一言だと思っています。

この間、六中の卒業式に参加したら、「雪は英知だ」という歌詞があった。そこまでやはり雪というものが南魚沼市の中に入り込んでいる以上、南魚沼市はこれをもっともっと力を入れて教育に回していくべきだと思っています。答弁でほとんどの私の疑問は解決したのですけれども、学校ごとに任せているというのが現状だと思うのです。統一したある基準まで持っていければ、市内全体の子どもたちの学問に対する思いとか、知るといふことのすばらしさにまでつながると私は信じています。今後学校ごとに任せている部分も、何とか市全体で統一できればなとは思っています。技大と連携というところですけども、これは実際に技大の先生が来られるということでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 雪国らしい教育手法の確立

この後、別の方の質問で市長のほうで答弁がありますが、技大から来たりこちらから技大に行ったりという交流が始まっております。詳細についてはちょっと私が詳しくは、今、資料がありませんもので——行ったり来たりは既に始まっております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 雪国らしい教育手法の確立

わかりました。ではもう1つちょっと質問をさせてもらいたいのですけれども、市は英語教育に力を入れるということもおっしゃっていますし、タブレットを使った学習方法も確立していきなっています。けれども、私はどうにも——タブレットを使うということも大切なものかもしれないのですが、本を読むということがやはり重要だと思っています。図書館に行ったら雪にまつわる本というのは、恐らくほかの市に比べたら多いのだと思うのですが、まだまだ足りないなと思っていますので、今後、生涯学習というところも視野に入れて南魚沼市は雪を大事にしていくのだという姿勢を、どうか図書館の蔵書というところにも反映していただければと思っています。

○議 長 教育長。

○教育長 雪国らしい教育手法の確立

先ほどの質問にも関係するのですが、各学校に教材化を任せるかという部分について、先ほど私のほうで答弁したつもりですが、4月から市長が主催する総合教育会議というのができます。今後の教育行政の大綱として、今、教育基本計画を見直しております。そこで先ほども言いましたように「南魚沼市だからできること、南魚沼市だからやらなければならないこと」ということで、ほかの自治体の教育基本計画と同じようなものではない切り口で策定したいと考えております。当然、雪に関しては、教育委員会挙げての、市挙げての方向で持っていきたいなと思っています。

それと図書館の活用について、今後の教育委員会の、1つはいかにあの図書館を活用するかということで、学校連携司書を1名から2名に増やして学校と密なる関係を結んで、読書の推進につなげたいというのがこれからの目玉となっております。これと今の雪の教材化について、当然ご指摘のように図書館を活用しながら進めてまいりたいと思っています。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 雪国らしい教育手法の確立

今の答弁は本当にわかりやすくよかったなと思います。今後、南魚沼は雪がなくなることはないと思いますし、これから市民がずっとつき合っていかなければいけないものだと思っています。害という意味でも恵みという意味でも、いろいろな観点から雪とつき合っていくのが南魚沼市民の財産でもあると思っていますし、また戦いでもあると思っています。それを小さいころからこつこつと教えていき、雪というのはこういうものだよということを、ぜひ、身を持ってというか身にしてみてというか、理解してもらえよう教育に努めていただければと思います。終わります。

○議 長 質問順位7番、議席番号4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆様、雪で足元が悪い中ありがとうございます。きょうは私の質問に合わせたかのように3月としては大雪になっています。今回は大項目で2つの質問をいたします。演壇にての質問は、雪をテーマとして雪対策の充実、克雪にどう取り組んでいくかについて質問いたします。今議会一般質問では、昨日の14番議員をはじめこの後も9番、3番議員も質問が予定されているようです。これだけ雪への市民の関

心があることを強く感じ、質問内容が重複することもあります。通告に従いまして質問に入ります。

1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

雪深いこの地には縄文時代から雪が降ったからといって、温暖な地に移動することもなくじっと耐え雪国なりの生活が営まれてきました。人々は雪と寒さに対応して工夫を凝らし、それを乗り越えてきました。私が小学校のころまでは、道路は主要道路でなければ道路除雪などは行っていませんでした。両親または祖父母がそして地域の人たちが朝早く雪踏みを行い、踏み固められた一筋の道を歩いて通学したことを今も忘れません。今では道路除雪体制も整備され、朝、通勤通学するころには当たり前のように除雪が行われています。夜中より除雪にかかわる関係者には感謝申し上げます。

南魚沼市の除雪費は10億円を超えていますが、市民1人当たりで換算すればおおよそ2万円ぐらいでしょうか。安いかわりに高いかそれぞれの考えがあるとは思いますが、時代とともに雪国の暮らしも便利になっていることは確かです。しかし、近年少子高齢化や核家族といった社会構造の変化により屋根や敷地内の落下した雪の処理、さらにはコミュニティーが担ってきた集落センターなどの共有施設の除雪が困難になるなど、個人や地域の克雪力の低下が顕著になっていると感じます。

また、豪雪時の早めの対応や要援護世帯住宅除雪援助の見直しなど、市民の声が反映できるかも課題であります。地方創生では、地方への安定した雇用や人の流れをつくるとしています。雪は私たち市民だけではなく、これからこの地に定住をしようとする人たちにとって大きな課題と考えます。この雪国で人々が安全かつ安心した生活が営み続けられる時代に合った克雪にどう取り組んでいき、利雪や親雪につなげていくかを伺います。

1番として、地方創生の観点からも南魚沼市の克雪・利雪・親雪計画を策定する必要があるか伺います。

2番目です。要援護世帯住宅除雪支援の見直しについては、今議会初日の施政方針と昨日の14番議員への市長答弁の中で、制度として矛盾があり平成27年度には十分検証して具体的に検討されるとのことです。大いに期待するところではありますが、利用制限の中の落雪屋根を対象外としている点や、利用上限の24時間については特に強く改善を要望いたします。例えばこの冬は、私の家では9回除雪をやっています。地域性はあるかもわかりませんが、恐らく8回から10回ほどの雪おろしをやっているのが実際であります。要援護世帯の平均は今回3.4回の除雪、雪おろしということを知っています。限られた時間の中で収めたいということが感じられました。昨日の答弁と重複しますがこの辺についても答弁を願います。

3番目です。地域の実情に即した行政の支援は、ということでございますが、14番議員がきのうも言うておりました、後山、辻又では平成2年に——これは大和町時代です——特別豪雪地帯集落豪雪対策事業でブルドーザーが導入されました。そして、平成25年にはバックホーが貸与され、集落で管理され、成果を上げています。山間集落だけではなく各集落独自でさまざまな問題を抱えると感じています。実情に合った行政の支援についてどう取

り組んでいくかについて伺います。以上、演壇にて1項目目の質問を終わります。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 清塚議員の質問にお答え申し上げます。

1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

雪という問題につきましては、今、その前に永井議員からもお話がありますが、雪をどう克服するかということも含めて親雪、利雪、利用する方法そしてその恵みを大いに享受できるという部分を考えていかなければならないと思っております。そういう中ですけれども、少子高齢化あるいは核家族化そういうことも進みまして、雪に対応する力が地域で落ちているというこのことを、私も実感をしているところであります。

そういう中で議員から克雪・利雪・親雪計画を策定する必要はないのかということですが、今、私たちの南魚沼市総合計画の中で、克雪・利雪・親雪に対する取り組みは十分に示されていると理解をしております。総合計画の中でちょっと申し上げますが、まずは交通体系の整備。これは冬期間における道路ネットワークの確保、あるいは市民の安全を守るため雪に強い道づくり、冬期間における道路交通確保、これが克雪ということでしょう。

それから住環境の整備という中で、住みやすい住環境の提供及び雪の対処機能の強化を施策の方針としておりますし、道路等におけます消雪施設の設備更新あるいは流雪溝整備これらに取り組んでいるところであります。あわせて市民の皆さんには、市内全域の住宅と地盤沈下区域内の事業所に屋根の克雪化の支援を行ってございまして、地盤沈下区域内での住宅と事業所それから宅地内等の消雪施設促進への支援を行っているところであります。

政策大綱3の環境共生の中では、「豊かな自然とともに生き、100年後の子どもたちに引き継いでいくまち」というタイトルでありまして、これをまちづくりの目標としてございまして、新エネルギーへの転換、この中で利雪であります雪の冷熱を含む新エネルギーの活用方法について調査・研究ということで掲げてございます。雪冷熱のエネルギーは、平成14年の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の施行令改正によりまして、新エネルギーの1つに位置づけられているところであります。

今後は、これは農産物あるいは日本酒の雪中保存こういうことの利用、あるいは夏季におきます冷房への利用、こういうことに今まで以上に積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。雪を今まで資源として本当に活用できていたかと言いますと、一時的には雪ダムとかというそういう構想は、これは南魚沼市ということではなくて全国的に豪雪地帯にあったわけですがけれども、これはなかなかそういう形での普及には至りませんでした。ただ、この雪という部分は言いかえれば最後は水になるわけでありまして、これを何か産業的に使える部分はないのかという研究は、やはり進めていかなければならないと思っております。

それから政策大綱5の産業振興の中では、「豊かな自然を生かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち」づくりを目標として、観光の振興、これは親雪であります。そういうことで「利雪・遊雪観光の推進」ということもここに掲げているところであります。

最後の大綱6の行財政改革・市民参画の中で、先にもちょっと述べました、議員からもおっしゃっていただきました自助・共助の取り組みの中で、コミュニティー活動の充実あるいはボランティア活動への支援を進めていこうということで、市の総合計画の中に克雪・利雪・親雪の考え方がきちんと明示され、大綱ごとにまたそれぞれ触れておりますので、特別、議員おっしゃった克雪・利雪・親雪計画という部分を策定する必要はないのだろうと思っております。今現在、平成27年度の改正を目指して、第2次の総合計画の策定作業を行っているところであります、この中で改めて克雪・利雪・親雪に対する考え方、あるいは取り組みをさらに充実させていきたいと思っておりますので、そういうことでご理解を賜ればありがたいと思っております。

要援護世帯の援助の見直しであります、これは黒滝議員に申し上げたとおりでありまして、議員から改めて触れていただきました、克雪屋根的部分の見直しとか自然落下や融雪屋根。融雪屋根にしてもこれは非常に経費がかかるわけですので、そういう部分。あるいは時間、そして利用する、非常に状況が違う部分があるわけでありまして、画一的にこういう状況だということではなかなかないわけです。その辺もきちんと洗い出しをしながら、この地域に合ってそして市民の皆さんが安心をしていただけるような、要援護世帯への支援部分については考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地域の実情に即した行政の支援ということでありまして。これはきのう黒滝議員でしょうか、お話ございましたが、後山、辻又はこういう形で非常に成果を上げているわけでありまして。ただ、ある意味住宅が密集していない集落については、こういうことも相当効果を上げるのだらうと思えますけれども、市街地の密集地帯につきますと、大型の重機はととも入る状況ではないとか、これもまた千差万別いろいろであります。

これをでは地域の実情に即した行政がどこまでどうできるかという、これは非常に難しい問題がございます。それぞれの要望は常にいただいておりますので、そういうことに答えていかなければならないわけでありまして、今具体的にこういうことをきちんとやりますという部分については、第2次の総合計画の中で先ほど触れました克雪・利雪・親雪、ということがきちんとできるのか。さっきも触れましたようにいわゆる画一的でこういうことだという部分はなかなか出てこないわけですので、その辺をきちんと勘案しながら、それぞれの行政区できちんと対応ができるようなことも考えなければならぬと思っております。

ただしかし、自助という部分もこれは求めていかなければなりません。全て公助ということにはなりませんので、小型の投雪するような除雪機で間に合うところもあれば、あるいは消雪パイプを布設すれば間に合うところもある。あるいは流雪溝でなくて表流水を利用しているところもいっぱいございまして、これらをどうすればいいのか。いろいろ問題点はございますけれども、地域コミュニティーの部分ともあわせて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

総合計画の中に十分示されているということでございますが、なかなか市民にとりましては、総合計画を目に通す機会がないようなことを感じています。例えば昨年、南魚沼市のガイドブック 2014 年版が出ました。その中には雪の関係で記載されている部分が、要は援護世帯住宅に除雪援助、そして克雪すまいづくり支援、宅地等消雪設備の普及など。これは六日町地域の地盤沈下に特定されたことが記載されているかと思えます。

あとほかのところを見ますと、道路除雪にご協力ください、六日町地域の流雪溝のルールしか書いていません。やはり市民が雪で困ったときとか、こうしてもらいたいとか雪の支援は行政としてどうあるのかというのがなかなかやはり伝わってきていないのが実情だと感じています。そういう中で、今後の総合計画で示されていくことでございますし、第2次のほうにも取り組んでいくということを市長が言われています。やはりこの中に、自助、共助、公助の支援を明確に記載するという部分でもう一度お考えをちょっと伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

総合計画基本構想、基本計画、実施計画とあるわけでありますが、今、議員がおっしゃったように、市民の皆様これが全て理解をされて浸透しているかと問われれば、非常にそうではないだろうなという感じはしております。反省点の1つでありますけれども、そこをまた議員からご指摘もいただきましたので、それらをきちんと反省をし、どうすれば市民の皆様さん方からこれらをきちんとご理解いただけるか、そしてご意見もいただけるかということも含めて検討してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

1 点目のことですが、地方創生の観点ということで私は言いましたが、地域の冬期間の雇用につなげることができないかというか、地域独自の除雪支援組織とか集落営農組織の冬期間の雇用とか。また先ほど市長が触れましたように、地域づくり協議会の活用など行政側としてやはりこういう方法があるのですよとか、そういう何か取り組みとか雇用の場につなげていけるという考えは、市長はどんなでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

地方創生の部分につきましては、平成 27 年度にプラチナタウン構想も含めて相当の考え方をまとめてまいりますので、もちろん克雪・利雪あるいは親雪という部分が触れられないということではないわけであります。ではこれをどうするかということになりますので、今、議員からおっしゃっていただいた冬期間の雇用面も含めて、もろもろの観点から検討し、取り入れられるものであれば地方創生という部分の中にも取り入れていきたい。

ただ、雪という部分について、議員がおっしゃったように、ここで冬期間のコミュニティーとか、それから集落間の除雪的なことが、そこですぐ雇用が生まれると言われるとちょっとわかりません。わかりませんが研究はしてみますし、何とか雪を利用した雇用、これは

スキーやスノーボードばかりではないわけでありますので、これらについても総合的に考えてまいりたいと思っております。

当然、地方創生の中に雪という問題は出てまいりますので、また議員からもご指摘いただいた点も参考にしながら考え方をきちんとまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪対策の充実、克雪にどう取り組んで行くか

援護世帯だけではなく、核家族とか夫婦して働いたりして、雪との戦いとかはやはりこれからもずっとこの地域では出てくると思います。ぜひ市長、執行部のほうから、雪については、南魚沼市に住んでよかった、この雪深い地域でも普通に生活ができてよかったというように、またご努力願いまして1項目目の質問を終わらせていただきたいと思っております。

2 医療再編の期待と課題について

続きまして医療再編の期待と課題について質問いたします。医療再編スタートまであと3か月となりました。「うおぬま通信」第1回が市民に配布され、公立病院再編の工程やポイント、基幹病院の受診のお知らせなどが示された。今後2回、3回の通信が配布され、どう受診するか受診のための具体的な手引が示されていく予定ですが、まだまだ市民目線で見るときに期待や課題もあるのではないかと伺います。

1点目でございますが、6月1日から10月までの5か月間、基幹病院とゆきぐに大和病院が現状維持で同じ場所でスタートいたします。駐車場の確保及び区分けについてどうするか伺うものでございます。私も昨年の春、5月頃でしたでしょうか、医療対策室で、ちょっとこのままでは駐車場の確保とかスペースが狭いのではないかとという中でご質問したことがありました。そうしたら、大和病院は40床で縮小される。そして基幹病院は454床というか、大きい病院で医療スタッフも大勢いますが、一度にスタッフが来るわけではない、2交替もあるという中で十分大丈夫だ。この規模の大きさの病院であれば大丈夫だということを伺って、そうですかということで、一般質問では前回この病院の件には触れませんでした。

ところが、ここで5か月間重複する中でやはり見えてこない部分がありましたので、ちょっと質問させていただきました。小澤議員も今回触れていただいておりますが、やはり病院にかかる患者というのは、もう、ちょっとでも近くに駐車場があることが求められていると思います。体の具合の悪い人とか、そういう視点の中で今後どうされるのかについて質問いたします。

○議 長 市長。

○市 長 清塚議員の質問にお答え申し上げます。

2 医療再編の期待と課題について

6月から10月末までの5か月間の部分であります。これはご承知のように、ゆきぐに大和病院と基幹病院がここは併走するということであります。この5か月間の外来患者数が、2病院合計で1日当たり約1,000人というふうに今、想定をしているところであります。外来

患者 1,000 人につきまして、自家用車での来院の割合あるいは予約時間、診察の待ち時間を考慮いたしますと、診療時のピーク時における患者の自家用車の駐車台数は 450 台——これは想定であります。現在、仮設の駐車場を入れまして 2 病院の周囲に 700 台分の駐車スペースが確保できる見通しとなっておりますので、台数的に追っていけばまずは大丈夫だろうということです。

基幹病院の医療スタッフの駐車場が 11 月までは若干不足します。これは近隣の市有地を中心に分散して駐車場を確保するように、今、新潟県と協議を進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

患者数から台数的に追っていきますと全く心配は要らないということですが、ただ、全ての人が一番近くにとめられるわけではありませんので、その辺はどこでも生じる問題でしょうけれども、駐車場が足らなくて患者さんが非常に迷惑をするということについては、まずは大丈夫ということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 医療再編の期待と課題について

1 番目は、ではそういうことで理解いたしました。ぜひ、6 月になってから患者とか市民から迷惑の声がかからないことを期待して、1 番目の質問を終わらせていただきたいと思えます。

続きまして 2 番目ではありますが、3 月 1 日よりゆきぐに大和病院では電子カルテも導入されています。お医者さんとか、医療機器とか最先端のまた医療再編で、市民も期待が非常に大きいとは思っています。やはり期待の大きい反面サービスが低下するのを私はすごく心配しています。待ち時間が今までより長くなったとか、先ほども言いましたように、サービスが何か今までのゆきぐに大和病院より全然悪くなったとか、そういう声が聞かれないような市民サービスについてどのようにお考えでしょうか。伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療再編の期待と課題について

電子カルテの導入について、サービスのどののだというご質問でありますけれども、これは電子カルテの導入によります、診療内容、検査、放射線、リハビリ、処方箋、予約管理、これらの診療情報の一元管理によりまして、迅速で正確な診療体制の構築が可能となるわけであります。会計処理についても大幅に短縮いたしますので、患者の待ち時間の改善あるいは診療スピードの向上、院内の情報共有の進展、日常業務の省力化、こういうことがどんどんと進んでいきまして、これによりまして何よりも看護師や医療技術をはじめとしたスタッフによります患者へのサービスの向上が図られると期待はしております。

システムの導入によりまして、これまでの診療体制の大幅な変更が必要であります。そのために導入当初のスタッフの負担が非常に大きいということでありまして、今、導入を始めたわけではありますが、若干混乱ということではありませんけれども、やはりスタッフの皆さん方の負担が非常に大きいということでもあります。そのために移行マニュアルの作成を進め

てまいりますし、昨年の11月には、システムエンジニアの常駐体制を敷かせていただいて準備を進めてまいりました。導入に向けて総合リハーサルを1月から2月にかけて日曜日を利用して3回、延べスタッフ369名の参加により実施をいたしました。

リハーサルの中で新たに浮かんできた課題は、427項目ということであります。これらを一つ一つ改善して安定稼働に向けて取り組んできました。そして、稼働から今10日余りを経過したわけではありますが、現在はほぼ順調に稼働状態であると。導入当初は、先ほどちょっと触れました医師やスタッフの不慣れもありまして、患者さんに迷惑をかけた点多々ありましたけれども、現場での対応も進みまして、今後は患者サービスの向上に大きな成果があらわれてくると考えているところであります。

11月に予定しています市立病院群の再編時には、電子カルテシステムの安定稼働も当然実現いたしますし、南魚沼市民病院とゆきぐに大和病院の両病院間において、患者情報の一元化が実現いたします。そういうことで患者サービスの向上に加えまして、患者さんの利便性が格段に向上していくということでもあります。さらに在宅医療あるいはリハビリテーションの充実も市内全域に拡大されることとなりますので、地域医療サービスの一層の向上が図られるということは間違いのないというふうに考えているところであります。今、導入の成果が徐々にあらわれているとご理解いただければと思っております。以上です。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 医療再編の期待と課題について

私も医療再編に大いに期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議 長 質問順位8番、議席番号9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 気象観測体制の整備について

気象観測体制の整備ということで、近年、地球規模での異常気象が起こっている。ピンポイントである程度のエリア、エリアで大雨が降ったり大雪が降ったりしています。そういうことに対処するために、市独自である程度気象観測体制を整備できないかと。私の考えでございます。そういうことで、市ではどのような気象観測体制になっているのか、お伺いするものでございます。壇上からは以上でございます。

○議 長 笛木議員、一括質問・一括答弁ですので、2番目も一緒をお願いします。

○笛木 晶君 2 人口減少対策について

すみません、2、人口減少対策についてでございます。新聞を見ますと全国の市町村、県の自治体のアンケートでは、77%の自治体が危機感を持って、消滅しかねないというアンケートであります。県内でも30の自治体では80%に達しているということでございます。きのうもいろいろプラチナタウンとかそういう人口減少対策の質問と答えが出ていますけれども、私は改めて人口減少対策と地方創生の初年度をスタートさせるべき新しい部署が検討できないか。そういうことで初年度をスタートさせるということの意気込みを、市長に聞いてみたいと思います。よろしくご答弁をお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 笛木 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 笛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 気象観測体制の整備について

議員がおっしゃるとおり、災害による被害を未然に防ぐ、あるいは最小限に抑える、これには事前の備えが当然必要でありまして、そのための気象観測データは非常に重要だと認識はしております。ただ、今、議員がおっしゃったように、市独自の気象観測体制の整備となりますと、観測機器の整備、気象業法に基づく機器の点検、管理の体制あるいは費用面、これらはちょっと単独で市では対応しづらい。負担も含めて大きなものでありまして、現状では非常に難しいと考えております。

今、市内には雨量観測点が気象庁1か所、国土交通省10か所、県4か所、市1か所で合計16か所、雨量はあります。そして、降積雪観測点は、県の指定として5点、市独自のものとして4点ありまして9か所あるわけであります。今ほど触れましたように、雨量に関しましては市内に数多くの観測点が設置されておりまして、これは全部オンライン化されておりますので、県の河川情報システムでほとんどの観測点でのデータが確認できるということです。また、気象庁から提供されますデータ情報も非常に有効なツールとして活用しているところがあります。

雪に関しては、今ほど申し上げました市の設置した観測点で手動観測を行っております。雨と違って、これは一気に例えば洪水が出るとか、あるいは土砂災害が起きるとか、雪崩という部分はちょっとありますけれども、こういう突発的な災害発生の可能性は雨よりは低い。リアルタイムでの観測値を確認するオンライン化は、ですのでこの雪に関しては行ってないところがあります。ここで観測された観測値は、主に市の警戒本部設置あるいは災害救助法の適用を見極めるために、必要に応じて報告を受けているということでもあります。

こういう状況ですので、国、県と連携して現存の体制部分を活用しながら、自然災害に備えていきたいと思っております。市で独自というのは、非常に難しいということをご理解いただきたいと思います。ただ、雪もそれぞれ議員がおっしゃったように、積雪量についてもそれぞれの地点で倍と半分ほども差があるわけですね。その辺をおととの市政懇談会の中でも、ある地区でそういうこともちょっと、苦情も含めて受けましたが、なかなか市で独自にやるということが難しい部分がございます。ただ、独自に行ったものが、それが全部公のデータとならない部分もあるわけです。市でやっている部分で市としてはそれは確認できますけれども、公のデータとして活用されないという部分もありまして、これらはまた県あるいは国とも、実情がこうだということは訴えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 人口減少対策について

人口減少対策であります。議員おっしゃったように全国では77%、県内では83%が消滅しかねないと危機を抱いているということでもあります。これはもうアンケートの結果が出ておるわけでありまして、私はこのアンケートの中の消滅への危機感については、危機感的な

ことはありますけれども、消滅ということについては全くそういう概念は持たないというふうに回答させていただきました。消滅はしません、南魚沼市は。

次に、「今後、自治体が強化する施策」ということがアンケートの設問にありました。全国結果のトップはやはり雇用。トップスリーは雇用と子育て環境の充実、移住促進支援こういふことであります。新潟県の結果も雇用の確保、次いで移住促進支援、子育て環境と同じようであります。南魚沼市も同じくこの3つの施策の強化が重要であります。昨年9月に実施したまちづくりに関する市民アンケートの中で、今後取り組むべきこと、重要性を見ますと、やはり雇用の確保が34%で最も高い。高齢者福祉の充実が30%、子育て支援の充実27%、こういふことでパーセントの違いはあるにしても、やはり上位3つの中に全部入っていることでもあります。

ですので、私たちも人口減少対策も含めた福祉の充実、子育て支援の充実は、大きな課題でありますし、地域の再生、地方の再生にもこれはきちんと結びつくものでありますね。創生でなくて再生。まあ創生も含めます。ですので、地方創生の戦略の中にこのことはきちんと織り込みながら対応してまいりたいと思っております。

人口減少対策を担う部署であります。現在、この部署というのは特にどこだということではないわけでありまして、全庁的な部分にまたがっております。雇用の促進、企業の誘致、起業も含めたもの、あるいは子育て支援、高齢者福祉、全体の福祉、全部部署が違うわけでありまして、これはなかなか今この部門をどういうふうに集約化するかというのは課題ではありますけれども、なかなか今現在これをではどこか一つにまとめるかということができていないところであります。

一番検討をしなければならないことは、企画政策課と商工観光課の再編が、まちづくりあるいはシティプロモーション、定住促進、地域創生、こういふことをある意味担っている部分でありまして、この部署をどういうふうに再編をすればいいか。ちょっと平成27年度中では無理であります。今の4月1日からでは無理でありますけれども、平成27年度中に構想をまとめて平成28年度からは新たな——どういうふうになるかというのはちょっとわかりませんが——構想の中で新たな機構としてスタートできればいいなと今考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議 長 9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 1 気象観測体制の整備について

気象観測の体制については、費用もかかる。一応、県や気象庁とオンライン化になっているといっても、余り油断はしないほうがいいと思うのです。広島のと砂災害みたいなああいふのはわかっている、気象庁ももう来るぞ、来るぞといふのはわかっているはずですけども、現実にああいう災害が起きているわけです。そういうところを見ると、まだまだ市町村といひますか、災害に対しての認識がちょっと薄いといひますか。大島のああいふ災害もありますよね。もう来るのがわかっているながらああいふ状況になるというのが、昨今のピンポイントの集中的に降るゲリラ豪雨といひますか、そういうことが言えるのではないかと思ひ

ます。その辺でそういう観測網があるというのはわかりましたので、それらを十分活用して広島とか大島のああいふ災害にならないような方策をとってもらいたいというのは、お願いしておきます。

2 人口減少対策について

人口減少でございますが、一番大事なことで平成27年度はこれから検討すると。するかしないか、検討だけはするということですけれども、今の予算書とかそういうのを見ても、なかなか人口減少対策についての予算というものが見えづらいわけです。どこにどういうふうに——福祉の関係ならば福祉の関係を見れば、もうみんな人口減少対策と言えはそういうように見えるわけです。その辺をもう少し特化した中で、今回は予算書のこの部分については人口減少、地方創生の関連予算ですよというのが見えるような形にならないのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議 長 笹木 晶君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 気象観測体制の整備について

お答えをいたしますが、災害の件ですけれども、出る災害は簡単には防げません。雨、風、雪、これらは大体——おおむねですよ、100%ではありません——大体、気象情報等で来るかもしれないという予測はできるわけです。地震はこれは全く予測はできませんので、本当に突発的です。そこで伊豆の大島あるいは広島市の災害の例を、今、議員おっしゃいましたように、あれは1時間あるいは2時間早く避難をしていれば、命は助かっているわけですね。そうなりますと今度はその自治体の首長の判断であります。

ですから、常に新聞等でも言うておりますけれども、避難勧告あるいはこれらについて空振りを恐れるなということ。本当に少しでも危険が出る恐れがあるというときは、避難勧告なりあるいは態勢の避難準備。これは私どもも去年の雨のときにも、中野地区のあの辺にちょっと出したわけですけれども、これはやはり情報の収集と首長です。大島の方はどこかへ行っていましたね。どこかへ行って酒を飲んでいたという話ですし、広島も市長の判断がちょっと遅れたということは言っています。

ですので、これはなかなか観測体制が整備をされたからといって、全部それに対応できるということではありませんで、常に職員も含めた危機管理対応、このことにつきますので、私も「以って他山の石とすべく」でありますので、そういう部分を見ながら判断を間違わないようにやっていかなければならないと思っていますので、また皆さん方からの情報提供もよろしくお願い申し上げます。

2 人口減少対策について

この部署、いわゆる人口減少対策という部分についての予算的な中の部分が明確化していないではないかと、確かにそうです。冒頭申し上げましたように、それぞれの部署に全部わたっておりますので、ここだけが人口減少対策だ、ここだけだということではない。もともと人口減少あるいは人口を維持する、あるいは増やしていく。これはそれぞれの自治体にとって一番大きな課題ではありますね。ただ、今、地方創生という言葉が出てまいりまして、

地方創生関連ということであれば、予算化はある意味その予算の中にそういうことの明示はできますけれども、今までの予算書の中で、これは人口減少対策、人口減少対策と書いていれば全部そうなりますので、全体だと思ってもらわなければならない。

目に見えた部分、特別特殊なことをやろうという部分については、それは例えばプラチナタウンとかそういうことはこれから出てきますけれども、極力説明も含めて議員あるいは市民の皆さんからご理解いただくようにしますけれども、予算の中で個々にこれがこれがという明示は非常に難しいということをご理解いただきたいと思います。また、予算審議の際にもご質問いただければ、明快に答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○笛木 晶君 終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

[午前10時43分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 質問順位9番、議席番号18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず前段に、配られております通告文の訂正をお願いいたします。訂正部分は通告文の(1)の最後であります、「地方消滅」と括弧書きしてありますが、「地方衰退」に直していただきたいと思えます。今回の私の質問は、国の政治である安倍政権の荒波から市民生活をどう守るかという部分について、市長の見解を伺いますが、幾つかの項目を挙げてその考えを問うものでございます。では始めさせていただきます。

安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

消費税が8%に増税され、11か月がたちました。また、アベノミクスの円安・株高の経済政策はますます格差拡大を増幅させています。円安による輸入原材料費の高騰と増税で食料品や諸物価の値上がりが続いています。3月以降も続くという報道がされております。総務省発表のことし1月の家計調査によると、1世帯当たりの消費支出は、前年度同月比5.1%の減少だそうであります。10か月連続のマイナスです。庶民の財布のひもはますますかたく締められ、日本経済は冷え込み続けています。

追い打ちをかけるように基幹産業の米価の暴落は深刻であります。農地集約、大規模農家の育成と言われておりますが、大規模農家ほど今回の米価の暴落は打撃を受けています。生産意欲の喪失につながってはなりません。また、委託農家にとっても年貢や耕作賃の見直しによって収入が段々と見込めなくなり、農地保有の負担が増大し先祖伝来の農地の価値を見いだせなくなっているのではないのでしょうか。

また、雇用の面では、1990年代半ばの労働市場改革による非正規雇用の増大で長期の賃金の停滞、また下落をもたらしています。さらに日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にするということを念頭に、その邪魔となる岩盤規制を打破すると、派遣は原則1年、最大3年を超えてはならないという規制緩和によってされた現行の法律を更に見直し、3年ごとに入

れかえれば無期限に派遣社員を使い続けられる、労働者派遣法改悪案が今提案されようとしております。あわせて残業代ゼロ——要するに残業代を払わなくても使える高度プロフェッショナル制度というような名前をつけておりますが、今国会に提出しようとしている背景がございます。

また、医療・介護の分野では、昨年6月に強行成立した医療・介護総合法と、また今年度予算、国の予算は社会保障の聖域なき見直し、これらによって現場では危機に直面させられている事態が発生しております。戦後これほど生活の不安と展望の持てない時代はなかったのではないのでしょうか。こういった一連の政治の中で、国がもたらす大波から市民を守る防波堤となる施策の展開が、直接、住民に接する自治体として考えていかなければならないものと考えておりますが、そういった観点からの所見を伺うものであります。

第1項目で、安倍政権の評価と展望を市長はどういうふうに認識しておられるか伺うものであります。経済再生のための金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢からなるアベノミクスは、再来年度ですが消費税の10%増税、また、TPPは今にも妥結をしようとしております。そして原発再稼働、集団的自衛権行使容認など、どれも世論調査では国民の5割から6割が反対している現実があります。1年前、TPPは妥結なし、しかし決裂なしでいくと、当選挙区の代議士が言うておりましたが、聖域としてきた米、牛肉、豚肉、乳製品など農産物重要5品目について、国会決議にも反した譲歩に譲歩を重ねていることは明らかとされています。

また、それに呼応してTPPに反対の農協潰しが進められています。最大の目的は、農協が担っている共同販売、金融、共済、これらを日本とアメリカの銀行、保険業界、また大企業が食べ物にすることが狙いと言われております。かつて郵政民営化の問題がありましたが、この二の舞と感じているのは私だけではないでしょう。

TPP押しつけと一体の農協改革で市民のライフラインとなっている農協を潰せば、地域の衰退が進みます。農業と農村を壊し日米の大企業の食べ物にすること。この動きは尋常ではありません。地方衰退に陥ると思いませんか。地方創生と逆行していると思いませんか。所見を伺うものであります。

2番目として、医療・介護のこれらの政策によって予想される問題点を伺います。消費税は福祉のためと言いながら社会保障の削減が進められています。医療・介護総合法はベッドを削減し在宅に戻し、訪問看護・介護に置きかえていくものであります。ほとんどの自治体で体制がとれていません。大きな課題となります。あるケアマネージャーが言うには「療養病床の閉鎖で退院を迫られても、行き場がありません。とにかく入れる施設が必要です」とのことです。在宅に誘導しても受け入れができない老々介護世帯、働いて所得を得なければ費用が賄えない単身介護世帯、これらは切実な問題であります。

介護の報酬が全体で2.27%引き下げになります。特養への基本報酬は、個室タイプでマイナス6%にもなると言われています。特養の3割が赤字経営と言われている中で、さらに苦境に追い込まれるのは明らかであります。採算が合わなければ事業者は撤退します。そんな

ったときは保険あって介護なしの時代が生まれます。サービスの低下は否めなくなり、わずかな訪問で我慢をしなければならない介護が行われる事態になります。国が削減の姿勢なら、自治体として深刻な事態を調査し支援も考えなければなりません。民間任せでは完結できない事態になるのではないのでしょうか。

若干横道にそれますが、旧大和町は県立六日町病院と小出病院に挟まれた中で、町立で病院と農村健診センターを立ち上げ、一部事務組合で県下でも先進を切って特養を立ち上げ、地域の保健医療福祉のセンターとして役割を果たしてきました。これらは全国のモデルとなっているところでもあります。その中で公の果たした役割は大きなものがあります。

特に介護については、家庭介護は当たり前の時代でありましたが、施設介護に戸惑いを持った人たちもたくさんいました。「どここのしょは施設に預けたんだと」などと、介護放棄とも言える言葉をささやかれた時代でありました。40年前の話です。現在は、施設介護が主流となっているところでもあります。

今、基幹病院の建っているところは、老人保健施設の予定地でありました。そこには現在、救命救急高度医療の基幹病院が建設になりました。医療過疎地の大きな財産ができました。基幹病院と連携し安心してこの地に住み続けられるシステムを構築しなければなりません。高齢化社会が到来しています。不足する療養病床と老人保健施設の整備を検討するときと考えるが、所見を伺います。幸い、ゆきぐに大和病院の伽藍はほとんど残る計画にさせていただきました。有効利用を願うところでもあります。

最後の設問ですが、プラチナタウンで地方創生はなるか。これについて所見を伺うところでもあります。市民が安心して住み続けられる社会の構築は前段になければならないと考えます。4回の勉強会に私は参加させていただきました。しかし、具体的な説明がなくイメージが湧いてきません。施政方針では、市総合戦略には南魚沼版C C R Cプラチナタウンの推進を基軸事業として位置づけ、その実現に向けて協議会を設立し具体的な事業実施に向けて検討を進めるとあります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に日本版C C R Cの検討が明記され、実現に向けた動きが全国各地で始まっていると迫り、スケジュールが示されています。勉強会という形で進めているが、担当委員会にもいまだ説明はありません。しかし、決定事項として方針が施政方針で示されました。判断を仰がずに突き進む姿勢はいかがかと思うが、理解できる説明を求めます。以上で、壇上での質問を終わります。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

安倍政権の荒波から市民生活をどう守るというタイトルで3点でありました。最初に申し上げたいことは、あくまでも全ての事柄をネガティブに捉えているという感じが私はしてなりません。前にも申し上げましたが、「悲観主義者は全ての好機の中に困難を見つける」という、そういうどうもタイプなのかなと思っております。

世の中はいつの世もいいことばかりではないわけですし、日々変わっております。我々の使命、役目は、その中で例え逆風があっても、あるいは困難なときがあっても、そこに少しでもよい部分、好機を見いだして、それをどう進めていくかということに尽きるわけであり、私は、小さい自治体でありますけれども、政治の要点としては、あくまでも楽観主義者でいるべきだという考え方であります。

そういうことを前提にしてお答え申し上げますけれども、安倍政権の評価と展望——アベノミクス部分を含めてでありました。今、経済的な状況全体で見ますと、当然、景気という部分といいますかその部分については上昇気流にあると。この春闘でも労組の皆さん方のいわゆる賃金アップの要請が、自動車は6,000円か4,000円ぐらいになるとか、電気は2,000円ぐらいだとか、いろいろ額の差はあります。しかし、賃金のアップということは確実に今ここに見えてきているわけであり、

雇用も確かに非正規雇用というのがあります。これはそういうことではない。ですから、安倍政権の全てを私は評価するというつもりではありませんし、功罪相半ばより少しはいいかというぐらいであります。しかし、就職氷河期と言われた時代があったわけですね。非正規雇用であって何でももとにかく職がないと、こういう時代が1990年代にはあったわけであり、ここは今脱却しつつある。

乱暴なことを申し上げるつもりはありませんけれども、とにかく我々が若いころはどんな仕事でもいいから、やはり仕事があればそれについていたわけであり、しかし、氷河期と言われた時代は仕事がなかったのです。今はそれぞれの皆さん方が望むところがあるので、雇用のミスマッチという部分はありますが、仕事を求めて仕事がないという時代ではもうありません。

これもいつも申し上げておりますように、南魚沼市内の有効求人倍率は常に1を超えている。1を超えているということは仕事があるということです。ですから、そこに全部つけといて、そういう乱暴なことを申し上げるつもりはありませんが、仕事はとにかくあると。ただ、やはりこれをずっと非正規雇用でいいのか。これはやはり私も大きく疑問のあるところであり、ですから、正規の職員としてきちんと安心をして働いていけるといって、こういう社会をつくることについては、岡村議員と同じことでもありますので、その点については賛同するところであり、経済の好循環がまだ地方に回ってきているというふうには捉えてはおりません。これからだろうと思っておりますし、これを取り込むために我々はまた努力していかなければならないと思っております。

T P Pあるいは農協改革であります、T P Pは、私はずっと前から農業の重要5品目ですか、このことについては譲歩してもらっては困ると。特に米が一番困る。ですから、そういうことになったら離脱してでも何でもということは、ずっと申し上げてきました。今まだ状況としてよくわかりませんが、米についてミニマムアクセス米の枠以外に、アメリカから枠外の米を輸入してはというような話があるということは新聞報道では聞いております。どの程度の量なのかその辺はわかりません。しかし、これはやはり私は絶対反対であり

ます。そういうことで、これからいつ妥結するかこれもちよっとわかりませんが、今は状況を注視しているというところであります。

農協改革についてであります。これは私も余り今の全農という組織を、監査の体制だとかそんなことに手を突っ込んでみて、岩盤規制だとか言っていますけれども、ではそれがなくなったらどうなるのだろう。効果は、本当はわからないのです。地域の農協の皆さん方に伺っても、肥料とか飼料とかそういう部分について他の店より高いとか、それはだけでも使う消費者の皆さんは安いほうを使えばいいわけで、別にそれを強制しているわけではありませんから、何を根拠として農協改革か岩盤規制になるのか、あるいは農業の所得向上につながるのかというところは、全く私もわかりません。

しかし、これは法律を改正されればそういうふうになるわけでありますので、全農の皆さん方も一応、準組合員ですかの金融の利用については、今のところは手を入れないということです。ですから、そういうことも含めて一応政府のほうの案をのみなから、みずから改革を進めていくということでありますからそれはそれといたしまして、ではこれで地域の農協がどう変わるのか。このことによって大きく変わるということはないと思っております。

ですので、私も両JAの組合長さんも含めて皆さんに申し上げていることは、農協は農協法の精神に基づいて、いわゆる農家ですから、農家ですので。農業協同組合でありますから、農業のことについて最大限の投資も含めたそういうことをやってもらいたい。そして農協も組合員の皆さんにリスクを押しつけるばかりではなくて、やはりみずからもリスクをきちんと背負いながら、農家所得の向上に向けた手法をどんどんやっていただきたい。我々もそのことについては、ご協力できる部分は一生懸命協力させていただきますのでということも申し上げております。

一応そういう方向になったわけですので、環境がどう変わるか。私は余り変わらないと思っております。ですので、この点については、さっき功罪相半ばとかって言いましたけれども、何のために農協改革をやるのかという部分については、全く不明でありまして、評価をするところではありません。

医療・介護の問題であります。不足する療養病床。これは現状を申し上げますと、この4月に城内診療所の介護療養の4床、それから11月に大和病院の医療の療養38床、あわせて42床の療養病床がなくなります。湯沢町も含めた部分でありますけれども、この南魚沼の中には齋藤記念病院の介護療養12床、それから医療療養36床、湯沢病院の介護療養26床それから医療療養が24床、そして魚沼のほうに参りますけれども、堀之内病院の医療療養50床がありまして、ご承知かと思っておりますけれども、新たに魚沼市さんが進めます新小出病院に医療の療養が44床建設されるわけでありまして。ただ、小出病院分は平成27年でなくて平成28年の4月で若干ずれます。

そして老人保健施設は、五日町病院に200床ございます。当面といいますか、今これを合わせますと、この3月末では390床現存しているわけです。これが再編後は392床であります。ですので、現状から後退することは——ただ位置的にずれなければならないという部分

は出ます。これは出ますけれども、ですの数として足りないということはないわけであり
ます。

いろいろの声が聞こえてまいりますけれども、こういうことを地道に我々もきちんとまた
説明していかなければなりません。介護士の皆さんが困っているとか、心配しているとか、
いろいろ声は聞こえてきますけれども、こういうことをきちんと説明しながら、そうではな
いのだと、きちんと確保できているのだということは説明してまいりたいと思っております。

それから、第6期介護保険事業計画策定の過程で、施設型介護サービスの必要性あるいは
老人保健施設の配置、これらについて委員の皆さんで議論をなされたわけではありますが、第
6期計画におきましては、需要の面、施設運営の可能性こういう面から、第6期の期間中3
年間の整備は妥当ではないという委員会の皆さん方の提言もあります。私もそれらを伺った
中でそういうものだと理解をさせていただいて、老人福祉施設も含めて第6期計画期間中
の中では、介護関係の増床といいますかはしない。そして情勢を3年間見ながら、第7期以降
に検討を行うというふうにしたところであります。

これもしょっちゅう申し上げておりますけれども、今、要介護4、5で家庭介護で、どう
しても施設に入りたいと——入れたくなくてやっている方もいらっしゃいますね——入れた
いという方が大体80人から90人、そしてそれぞれの施設で不幸にもお亡くなりになる方を
合わせますと大体100床以上出ているわけであります。そうなりますと、これ以上今どんど
んと急に整備を進めても、これはもう経営的に非常に厳しい面が出てくるということが1つ。
それからきのうも議論になりましたマンパワーの不足。そしてもう1つは、これを増床いた
しますとその分どんどんと介護保険料が上がっていくということでありまして、これらを総
合的に判断して第6期計画の中では何とかこれに対応していこうということで、一応方針を
定めさせていただいたところであります。

それから、施設を民間任せではなくて公でという部分でありますけれども、これも以前か
ら申し上げておりますように、我々の世代、団塊の世代、前期の方——我々ですね。これが
一番、層としては数が多いわけでありまして、760万とか800万人とかと言われております。
これは私のことを言いますので、誤解しないようにしてくださいね。私が平均寿命でいきま
すとあと20年あるかないかです。大体その前後にこの数は相当下がるわけです。そうします
と、当然、今施設整備をしていた部分のあきがどんどんと出てくることは、これはもう目
に見えております。そういうこともありまして、これは公でやるべきではないということで、
南魚沼市は一切そのことについては施設整備を公では進めてまいりませんでした。

幸いにも民間の皆さん方からそれぞれ建設いただいて、今現在に至っているわけでありま
すし、意欲のある方はもっともっとやはり増床したいということも伺っております。第6期
計画の中にも入れてくれという話もありました。しかし、先ほど触れましたようにそういう
状況もありますので、また第7期の中で——もう6期計画だって1年ちょっと過ぎれば、ま
た7期のほうにもう計画をやる検討が出てまいりますので、それらをにらみながら一緒にや
っていきましょうという話で、ご理解いただいているところであります。

そういうことも含めて、これは公でやっては必ず後々大変な財政負担になる、こういうことも考えまして、民間の皆さんにお願いをしている。民間の皆さんであれば、施設の用途の転換とか公みたいに縛りがないので、非常に簡単にできていくものだと思っておりますし、スクラップ的なこともやっていける部分はやっていけるわけです。我々は、施設は別にして職員をそこで採用しますと、その職員を簡単にきょうから、あすから皆さん方は必要ありませんというわけにはいきませんので、そういうことも含めて計画させていただいているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

プラチナタウンであります。まず、最初に、これは今、勉強会を含めて3回勉強会をやりました。そして、施政方針の中で、平成27年度の市の方針としてこの構想を進めていきたいと。平成26年度の補正についてもこのことに対応でやらせていただきたいということを申し上げております。

ただ、議員もおっしゃったように、それから昨日の中沢俊一議員からのご質問にもありますように、具体的にどういうことでどうなのだという部分というのは、まだ、これからきちんと策定をするわけでありますので、当然でありますけれども、議会にこのことを相談していくという状況の中ではございません。平成27年度に調査・研究をそれこそお金をかけてやっていくわけでありまして、その過程等については、どういう委員会になるか担当委員会かどこになるのかちょっと私はわかりませんが、そういう中で当然議会にも報告申し上げながら、理解を得ながら進めていくということになると思いますので、これはよろしくお願い申し上げます。

さて、この地方創生はなるかということであります。そこに住んでいる皆さん方が、やはりそこに住んでいてよかったと、これが大前提であります。それを前提に申し上げますけれども、南魚沼市の第1次総合計画の中に基本理念の1つとして「身近な地域から、都市間の連携まで、活気ある交流を進めることによって、人と人が支え合う、安心と思いやりのあるまちを目指します」ということもあります。「子どもから高齢者まで安心していきいきと暮らし続けるために、保健・医療・福祉の充実と、生涯にわたって学べる教育環境の整備を図ります」というふうにしてあるわけであります。

プラチナタウンの推進は、南魚沼市におけるまちづくりの目標部分の1つですね。健康寿命の延伸、雇用の創出、子育て環境の充実、こういう施策方針も当然共通してまいります。

これから南魚沼市でも地方創生の総合戦略あるいは第2次総合計画の策定を行っていくわけでありまして、その施策検討に際しましても、地域の課題の整理そして対策のための施策の構成、これに整合性と有効性を持たせながら進めていくということになります。

今、取り組みの準備を進めておりますC C R Cであります。基本的には首都圏をはじめとする都市部のシニア層から南魚沼市にまずは移住いただくと、これを目指しているわけでありまして。そしてこの地をついの住みかというふうに選んでいただきたいということでありまして。昨日も申し上げましたが、当然ながらそういうおいでいただく方々のこれまでの人生経験も含めて、培っていただいた価値観、これに照らし合わせて判断をいただくことになり

ます。冒頭申し上げましたけれども、今この地に、安心して住み続けられる環境が整ってなければ、移住してくる方々がここを候補地としようなんて思うわけがありません。当然ですけれども、地元といいますか現存している皆さん方とおいでいただく皆さん方は、協働・共生を図っていかなければなりません。勉強会の中でもご意見としていただいているところは、やはり住んでいる市民の定住環境の向上が大前提ということでもありますので、十分認識をしているところであります。

そういうことで、移住の促進、産業振興によります雇用の創出拡大、それから子どもを安心して生み、育てられる環境づくり、また健康で安心して暮らせる環境づくり、こういう幅広い施策を設定する重要業績評価指標ということがありますけれども、これを考慮しながら総合戦略の中にバランスよくプラチナタウン構構C C R Cを盛り込んでいくということになると思いますので、よろしく願い申し上げます。概要は以上であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

前段にわたってもコメントをいただきまして、ありがとうございました。1番の安倍政権の評価という部分で、私は農業問題が一番この地域では顕著にあらわれた問題かなと思いましたので、改めてお聞きいたします。米の問題について市長が懸念している部分がありましたが、これはもうミニマムアクセス米のほかに6万トンをとということが公表というか漏れてきております。

ですから、決議をもう逸脱しているという状況であるかと思えます。何らかの方法でひとつ調査をしていただいて、そういった事態が来る、そして牛肉等あるいは豚肉等、そういった地域の農業にも大変な事態が起きるのではないかという懸念を早く察知をし、そういうのであるならば、T P Pはだめだということを、やはり市長は述べていくべきではないかと思えます。基幹産業を農業と位置づけて、そしてこれらが存亡の危機に至るということが見られるとしたならば、そういった姿勢をあらわすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

これもT P P問題が始まったときから申し上げておりますように、そういう部分については、もしそうなるのであれば——なるのであればと言ってもおかしいかもわかりません。そういう方向が見えれば、それはやはり私は反対です、ということは申し上げてまいりました。今、私は6万トンという数値はちょっとわかりませんが、先ほど触れましたように、ミニマムアクセス米、本来はその中で処理をとということで持ちかけたのだけれども、なかなか妥協していただけないということは伺っておりますので、それがどうなるのか。

農業——特に米につきましては、議員がおっしゃったように米価の暴落というか下がった。これは別に安倍政権ができたからそうなったとか、あるいはT P Pの交渉が進んでいるからそうなったとかではなくて、需要と供給のバランスの中でこうなった。そしてこれをやはり

1つだけ申し上げたいことは、地域の単協が独自に販売できる体制を整えているところは、ほとんど米の値段は下がっておりません。そういう分についてはです。

ですから、地域の2農協の中でもそういう面ではちょっと明暗が分かれています。片方のJAは、まだこれから仮渡金の上積みを検討しているようですが、片方のほうではなかなか。これはやはり全農に出荷した部分が、結局あの値段でやられているわけです。相対でやっている場合は、キロ600円で全然去年と変わっていない。それから農協に出荷していない方もそういうふうにおっしゃっています。私の家の隣の方もいますけれども、もう全然それ以下では売らない。それでもどんどん売れるということですから、我々も農業が常に——もとはきちんとやってもらわなくてはなりませんよ、「農は国の基」ということがありますから。

しかし、農産物を販売して利益を上げる。この努力は、常に国に頼ったりあるいはJAだけに頼ったりということではいけない。自分たちでやはり行動を起こすべきだということで、昨年から少しずつ販売促進のほうにも力を入れているわけがありますし、これからもまたそのことはどんどんと推進してまいりたいと思っております。

TPPについては、まだ、一応内容は一切秘密だということで公言されていますので、漏れてきたことがどこまで本当なのか嘘なのかというのはちょっとわからないわけです。余り言及はしたくありませんけれども、とにかく農業を衰退させる、あるいは壊滅させる、破壊の方向に持っていくような国策は絶対あるべきではないと、これは農業全体であります——というつもりは持っておりますので、その点でご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

TPPについては、多分なし崩し的な譲歩があり、そして例え守ったとしても、それは関税撤廃の先送りという事態を迎えると思います。そういった中で今のこの米価の暴落というのは、それは市長が言うように需要と供給とは言いながらも、その先にTPPありきということになると、これは大変なことだという認識を一樣に農家は持っているものと思います。そういった中で、一時的な暴落と見るかどうかは今後の調査等に委ねるとしましても、どういった支援が、あるいは政策的な支援、あるいは直接的な支援ができるかと考えているのか。市長はもう少し時間をという話が12月議会であったかと思っておりますけれども、その点では農家の実情はどのようになっているのかひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

国のレベルで言いますと、繊維交渉を思い出します。ご存じでしょうか。（「わかります」と叫ぶ者あり）国がもう撤退をする企業について全部補償して、転換を進めたわけです。そこで一応、日米の繊維交渉は成立したということでもあります。もし、このTPPという部分があらゆる産業に全部悪い影響ということでないと思うのですけれども、特定の産業に壊滅的な影響を与えるとかならぬということになれば、当然国はその補償も含めてあるいはその後の

生活、会社の存続、例えばそういうことも含めて当然の補償をすべきであります。永久的な保証ですね。

市として今やるべきことは、要は米ばかりということではありませんけれども、私たちが例えばそういう状態になったときに、では米はどうすると。これはもう行政としてあらゆる支援をしなくてはならないと思っております。農家が食っていけない、農業を全部離さなければならぬ、何てことにはならないと思えますけれども、なるということ踏まえればそれだってきちんと——これはもう福祉だ、子育てだなんて言っていられない状況が出るわけですので、当然そういうことも含めて最悪の事態は頭の中には入れておかなければならない。

私が前に申し上げたのは、米の価格が下がってではその対応をどうするか、これはちょっと待ってくださいということをお願いしました。さっき触れましたように大きな開きがありまして、米価がほとんど下落しない部分とやはり下落している部分が出てまいりまして、これは非常に難しい。一時、担当部署でも、米価下落に対するこういう農家支援をしてはどうかと協議をお互いにしたのですけれども、なかなか的確な部分というのは、今は出てきません。

ですので、これは平成 26 年度の予算の中では、米価下落に対応する部分というのは、当面予算上は盛り込みません。平成 26 年産米の仮渡金の部分が決定するのは、もう少し先になりますし、その辺の中で本当にどれだけの影響が出ているのか。これは今ちょっとつかみづらいのです。全くつかめない。出ている人と出していない人と相当あります。

ただ、豪雪対策については、補正になるのか……（「新年度予算」と叫ぶ者あり）消融雪の部分では新年度か——雪消しをするのは 4 月以降ですね、その中で県の対応も一緒に含めてやっていこうとは思っています。当面そういう状況ですので、そういう危機的な——危機的になっていらっしゃる方もいるかも知りません。いるかも知りませんが、市全体として大きな状況ではない。それから魚沼産米も、全農のほうでちょっと値段を下げているのが売れ行きが一番いいということでありまして、ほとんど在庫がなくなるのだろうと言われております。ただ、値段が若干心配だという部分もありますので、もう少しこれは見ないと不公平感が非常に漂う支援になりますので、その点は、まずは平成 26 年度では対応しないということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

農業には大変な問題があると思いますが、農業を続けられる支援、農政を目指すためにひとつつ全力を挙げていただきたいと思います。

次に介護の問題について伺います。事態はわかるとしていますが、第 6 期計画で施設整備はしないという問題の中で、私はちょっと気になる部分がありましたのでお伺いします。65 歳から 74 歳の認定率が 3% だと。団塊世代に当てはめれば私は現状とは違った形、過去の実績とは違った形が出るのではないかと。要するに私は相当の数に上ると思います。

ですから、その人たちが75歳になって、あるいは平成34年に第7期が始まるころで十分だということではないと私は思います。やはり現在の待機者をどう解消していくか、そして団塊の世代の需要をどう見込むかというところの誤差が生じるのではないかなと私は思っています。要するに65歳から74歳の3%という問題は、団塊の世代ではないデータですよ。その辺はどういうふうに理解しているのか、ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

まず前段に今、議員がおっしゃったように、第6期は平成27年から27、28、29年です。3年間。7期は平成30年です。ですので、団塊世代につきましては、今の3%か5%かという部分についてはそう関係がない。3年たちますから関係があると言えばあるでしょうけれども。いわゆる要介護度がどんどん上がっていく部分について、団塊の世代はその率が多くなるという言い方だとすればそれはちょっとわかりませんが、対象者数が多いわけですから同じ3%としても数は増えていると、これは十分理解をしておりますので、そういうことを見据えながら、必要であれば第7期の前倒しも含めて検討していかなければならないということであります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

私は量が、要するに分母が増えるわけでありますので、ただ過去の例だけで3%というのは見込みが甘いというふうに指摘させていただきます。私はこの一連の話を調査している中で、整備しない理由を考えるのではなくて、これからの予測をどうするかという、そこを可能な方策をどう考えるかというところが欠けていると思いました。

前段でも申し上げましたけれども、大和病院の病床が今、不使用という形で病棟を残すということでもあります。やはりそこで何が可能かということは、私は当然ここで上げるべきだと思いますし、そして不測の事態が起きたときには、いつでも対応ができるように計画には上げておくという形をとらないと、計画なくして流用、利用はできません。ですから、私は今回の第6期計画について、余りにも施設整備はしないということについては、いかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

先ほどから触れておりますように、そういう不測の事態とかということも含めて、今施設が不足をしていて困っているという部分というのは、そう出ていないということをご理解いただけたらと思うのです……（「入所したいひとは」と叫ぶ者あり）それは入所したいけれどもできないとかという方はいますけれども、それはトータルの数字として200人とか何とか言っています。

去年、雪樺の里が開院いたしました。そして石打のほうにも開院いたしました。数値を合わせますと要介護4、5の皆さん方が全て入所できる数なのです。だから、相当このことは

改善されている。先ほど触れました、亡くなる方もいらっしゃいますので、当然そのベッド数は空くわけです。ですから、この6期の中ではまずは大丈夫でしょうと。ただ、不測の事態はいつも想定しておかなければなりませんので、前倒しであっても何であっても、それはやる時はやらなければならない。

ただ、大和病院の部分を、空いたからそれを充てておけなんて、これはちょっと簡単にできることではありません。施設はありますけれども、ではそこに誰から勤めていただくのか、どういうお医者さんが入られるのか、どういう介護体制をとるのかなんて、これはとてもこれを第6期の中に計画入れてもやる人はいませんし。今、大体増床しようと考えている皆さん方は、現存している施設に併設をして——当然そうでなければコストが合わないわけです。そういうことですので、まずは大丈夫だろうと思っておりますが、不測の事態というのはいつ起こるかわかりませんので、議員のおっしゃることも十分念頭に入れながら対応していきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

老人保健施設については、医師は1人でいいわけでありまして、そして非常に手続上は簡単だという話も聞いております。そして療養病床については多分3人体制が必要であろうと思っておりますし、現に療養病床については大和病院で実績があるわけでありまして。そういった中でこれから再編の中でできないということではなく、検討できるような計画を盛っておくべきではないかということをお願いしたいわけでありまして。

もう1点が介護力の問題を言われておりますが、非常に5期計画で前倒し等を絡めて施設がいっぱいできたということで、介護スタッフがいなくなっているという話です。私は前段で申し上げましたように、公が先進を切って特養をやり、そして訪問をやり、そうした中で介護力というのは備わってきて、それがその辺での経験者等がかなりの分野でそういった活躍をされているというのは否めない事実かと思っております。

公がしないというものではなくて、もし公がするとしたら、今の大和病院をどうできて、そこでスタッフがどう養成できるか。そしてそれが交流あるいは就職等雇用の問題でどういった形ができていくかということも1つの考え方だと思います。ぜひ、第6期計画にそういった形を、余力を残す、余地を残すという形での計画を入れておいてほしいなと思っております。

決して行政があるからできるという問題ではなく、本当に医師団の協力も必要でありますし、そういう点はやはり私がぼろんと言っただけでできる問題だとは思っていません。しかし、そういった全体を見た中での、そして先進を切っているこの地域として、本当に安心して暮らせるそういった医療体制、介護体制は必要ではないかと考えますので、ぜひそういった検討を願うものであります。

時間が過ぎておりますので、続行のようであります。あと私の発言時間は5分でありますので、最後の問題についてお話をさせていただきたいと思っております。地方創生事業の中では、人口減と地方衰退の原因の分析はなされていないのですね。ですから、こういう言葉を出す

と語弊があるかもしれませんが、私ども日本共産党では、こういった動きの中で長年の自民党政治にこそ地方に衰退をもたらした責任がある。消費税増税、社会保障切り捨て、格差拡大、TPP推進、中小企業と農林水産業の破壊と、こういった状況が起きているわけです。アベノミクス、これこそが地方の衰退を加速する元凶にはほかならないという分析をしています。

少子化の最大の原因は、若年層が結婚して子どもを産み育てるような労働条件が破壊されてきたからであって、これは小泉内閣、そして続いての第1次安倍内閣で推進された構造改革が問題であるということでもあります。派遣労働、市長も言われましたようにそういった事態が起きているということ。それが解消されていないということが大きな問題であるということでもあります。

そうした中で、私はひょっと感じたのですが、この財政的な問題はこれから地方創生という形で投下されますけれども、20年前、私が議員になったころであります、あの当時は優良債ということでどんどん投資がされた時代。そして、債務が超過で合併しなければならぬ、合併すると合併特例債がいただける、ということでまたどんどん投資をされ、そしてまた地方がどうも衰退していてどうしようもない。今度は地方創生だと。ばらまきはしない、意欲があるところには存分に配ると言い方をしますが、これは今、国にそれだけの余力はもうないということ念頭に置いて、どういうふうに地方が力をつけるかという立場を堅持していかないと、やはりずるずると泥沼にはまっていくというそういった事態が発生するかと思います。

私はやっぱりこの政治を転換するという問題、これは選挙制度に一番問題があると思います。なぜかと言うと、小選挙区制というのは1人しか立候補できないのです。それが政権に、同じ党の中でもこれではなと思っても、それに背く人は公認されないという事態が起きている。そういった弊害がこういった時代を生んでしまったというふうにも言われておりますので、そういったことを我々は念頭にチェックをさせていただいているところであります。せめての願いは、この地域の住民が何とか希望を持って生活できる、その下支えを行政がどこまでできるかという問題ではないかと捉えております。市長、最後にその部分を私はお聞きして終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

自民党こそが諸悪の根源だというお話であります……（「いや、長くやっていますからね」と叫ぶ者あり）戦後の復興から含めてこの業績を見れば、そうおっしゃるのはおっしゃるとしてそれで結構ですけれども、相当的外れだろうと思っております。共産党の皆さん方が政権をとっていたらどうなったか。それは私もわかりません。とっていないのですから、とっていないのでわかりません。

しかし、今、共産党の綱領にうたわれているようなことで、日本の戦後の復興はなったか、そして世界の中に伍していけるような国になったかと言われますと、国の名前を挙げて失礼

ですけれども、例えば北朝鮮だとか、キューバだとか、あるいは中国だとか一党独裁という部分を見ればおのずとわかるところでありますね。自由もそして言論も全部統制されるという社会になるわけですから。共産党というのはそれが党是でしょう、共産党は。（「違います」と叫ぶ者あり）統制をすることではなくてですけれども、1党でもうそれに決まっているわけですから、それはそれで結構です。

それはそれとして、選挙制度の問題は、私もちょっとこの小選挙区制というのは非常に問題があると。多様な民意を反映できていない、しかも、1人しか当選できない。これはやはり政党の中でも相当自由な議論、意見のそういうことが闊達に行われる部分を相当阻害しているのだらうかと、これは郵政民営化のときによく思いました。いやなのは公認しなくて刺客を向けてとか、ああいうことがまかり通るような選挙制度であっては本来ならないと思っております。

地方創生分であります、地方創生は全て国がお金を出します。全部ではないのです。民間の力をとにかくどんどん引き出していこうと。ですから、我々のCCRCプラチナタウンも、行政、いわゆる公としてお金をどんどんつぎ込むことは全く考えていません。全部とは言いませんけれども、民間主体、この事業主体をきちんと構築していこうということですから、議員のおっしゃるように、また借金を重ねながらどうだこうだということは全く考えておりません。

合併特例債については、非常に有効に利用させていただいて、ようやく市の均衡化がそろったところでもありますので、これを土台にして今度はまた大きな飛躍を目指そうということでもあります。まさに南魚沼市の皆さんが希望を持ってあすを思える、そういう市にしなければならない。なりつつあると思っておりますけれども、そういうことでまたご理解賜りたいと思っております。

○議 長 岡村議員、最後、通告以外の質問が非常にありましたので、注意をして質問してください。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

わかりました。一連の流れの中でという形でしましたが、1点申し上げておきます。日本共産党は一党独裁ではありません。そういった方針は持っておりませんので、もう一度お読みください。それから今、選挙制度の問題でやはり私も思っているのは……

○議 長 通告以外ですよ、それは。

○岡村雅夫君 安倍政権の荒波から市民生活をどう守る

いや、それが政治に反映しているということですから。主流派といわれた良心的な方々が、やはりちょっとおかしいなど。同じ党内でそういった言い方が出てきていることが1つのあらわれかなと思っておりますので、以上で私の質問を終わります。以上です。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時30分といたします。

[午後12時14分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 午後の 1 番目ということで、一番緊張感がないところかなと思っています。しっかり力を入れてやっていきたいと思っています。

議長より発言を許されましたので質問をさせていただきます。きょうの質問は多項目にわたります。一括質問・一括答弁方式を選択しましたが、一発質問・一発答弁でいきたいと考えております。市長の 3 月定例会市長所信表明、これに関連して組み立てをさせていただきました。

1 子育て支援・教育について

最初に子育て支援・教育について。核家族化、離婚の増加による片親家族、また共働き世帯あるいは育児を家庭の中で担当するおじいちゃん、おばあちゃん、こうした高齢者の就労の増加。こうしたもろもろの状況の増加に伴い子育て支援のニーズは広範多岐にわたり、保育施設や学校環境の整備は、その質の向上や施設の拡充も課題であろうとそうように考えるところであります。

しかし、最大の課題は、いかに公共サービスとしての保育、教育環境の充実を進めても、家庭、家族の子育ての力、しつけの力、教育力がしっかりしていなければ十分な効果は得られないものと思っております。家庭教育支援を通じて、行政、保護者、地域が一丸となって子どもたちの育ちを支える社会の醸成に努めるとしてありますが、市が主管し実施している子育てと教育分野の各種施策事業について、総合的にこれまでの事業実績について評価した上で新年度の重要課題とは何であるのか、お伺いをしたいと思います。

2 環境共生について

2 番目、環境共生について。現在使用している島新田可燃ごみ処理溶融炉の延命や、平成 35 年に新設される施設が低コストで効率的な施設となるために、今行われている分別回収をさらに細かくし、資源としてのリサイクルの事業化——これは一部行われておりますが、さらにこれを進めていく。こうしたことによって溶融炉の延命、修繕費用の削減や新設されるであろう焼却炉の負荷を低減し、効率的に進めていくということができないのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

3 都市基盤について

3 番、都市基盤について。市民の安心・安全の確保を考える上で、2 つの項目について考えを伺いたいと思います。1 番目、平成 23 年の豪雨災害の災害復旧事業はおおむね一段落した状況と思いますが、この間、新潟県と土砂災害危険区域指定の取り組みを進めてまいりましたが、夏ごろにはハザードマップが配付されるというような話も伺っております。土砂災害危険区域は、この市ではかなり広範な分布があると思いますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

2 番目、六日町中心市街地の狭隘な道路状況は、生活の利便性や緊急時の対応に極めて脆弱であると従来より思っております。六日町地区の市民からもそうした話をときおり伺いま

す。六日町地域全体的な都市計画構想が必要ではないかと、そのように考えておりますけれども、現状はどうした検討が進められているのかお伺いをいたします。

3番、空き家対策。これは住宅として使用することが可能であり、販売に適する空き家物件についてであります。当市においても、今後、相続上等の要因で販売を望むこうした物件が発生することが予想されます。現在の状況はどうでしょうか。また、市が市内のこうした物件の売買の仲介を行うことも検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。これも何人かの市民からそうしたことをやったらどうかという提案を伺っております。これは人口減少への対策として、地域集落の維持に貢献することでもあり、長岡市でも市が仲介をし、かなりの効果を出しているといったテレビでの報道もございました。

4 産業振興について

大きな4番になります。産業振興について。1番目として、農業振興と人口維持について。農村社会が基盤である当市は、言いかえれば兼業農家によってその人口が保たれてきたと言ってよいと考えます。基幹産業を農業とし、人口を維持し、都市としての力を維持していく上で兼業農家の存在意義は大きいものと思っております。春から秋まで農作業に従事しながら勤めに出たり、農閑期の冬には冬季の観光産業に従事したり、そうしながら農業を守り地域環境と地域社会の維持に努めるといふこの地方に合ったライフスタイル、これらは尊重されるべきである。そのように考えております。

しかし、そうした当地域の社会環境や就業環境もさま変わりし、住民の意識も変わってきているように思います。午前中の質問にもありましたが、米の価格の下落、農地の集積、農業経営者の集積、こうしたものを進めていく農政のもとで兼業農家も年々減少を続けております。しかし、これまで農村社会の担い手であり人口の維持にも貢献してきた兼業農家の果たしてきた役割をもう一度考え直し、どのようにこうした現在の農村社会を維持していくのか考え直す必要があるのではないかと。そうした意味で、今後の兼業農家への対応についてお伺いをいたします。

産業振興の2番目として、起業支援について。新たに起業支援制度——この起業というのは、業を起すいわゆる仕事を始める、つくり出すということであり、新たに企業支援補助金制度を設け、市内における新たな企業や創業への資金支援を行うことについて、率直に評価をしたいと思っております。

企業の立地条件として、冬期間の降雪や中山間地域に位置する当市は、決して有利な環境といえないことを考えると、やはり当地で産声を上げ誕生する起業を支援し育成していくことは、行政としても重要な役割と思っております。起業——仕事を起す、創業——仕事を始める、仕事をつくる、こうした支援への考えについて、具体的に3つの項目について伺いたいと思っております。

まず1番、支援分野・業種等について。例えば、当地で生産する農水畜産物加工による商品化は期待すべき分野であると考えます。波及効果として、生産者加工機械、輸送業など広範な業種の振興に寄与することが期待できます。成長性や他産業への波及などを考慮し、具

体的な支援分野等についてお伺いをいたします。

次に販売戦略としてのインターネットの活用。2番、インターネットの活用であります。姉妹都市である埼玉県坂戸市は、インターネット上の「自治体特選ストア坂戸」を通じて特産品を広く全国にPRし、地域ブランド力の向上や事業者の販路拡大、特産品の売り上げ、そして地域の所得の向上を目指しています。坂戸市では事業開始以来、ネット販売だけではなく店舗販売も含め、着実に販売品目の拡大と販売金額の増加、そして生産者の拡大の実績を残しています。当市でも市のウェブサイトを通じたこうした支援を講じてはどうであろうか、考えをお伺いいたします。

3番目として、コンサルティング支援。資金援助だけではなく関連分野の学術技術機関である大学、研究機関、あるいは既存企業や販売事業者との仲立ちを通じた、必要な製造技術や販売技術などの支援を行うことについていかに考えておられるか。同じく埼玉県坂戸市では、特産品の奨励とともに行政、商工会議所、学術機関、JA等が商品を販売に適するかどうかの評価を行う、そうした機関も設置し生産者に評価をフィードバックしています。そうしたコンサルティング支援を行うことや、支援の決定に当たっての判断基準について——これは考えはないかもしれませんが、もしそういうふうに進めていった場合には、どのような判断基準が必要であろうかということをお伺いしたいと思います。

5 行財政運営について

最後に大きい5番目になります。行財政運営について。各会計の起債残高の推移や基金残高の推移、また今後の地方交付税の一本算定等をあわせて考えると、この時期は行財政運営の適切性が強く要求されてきている現状であり、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドによる見直しには賛意をあらわします。具体的な項目として市長所信表明においては、医療再編の推進と子育て支援の充実、教育施設の整備と統合中学の建設の促進、環境施設更新計画の推進と鳥獣共生対策、交通体系の整備と道路橋梁施設の維持管理、農業及び商工業の進行と雇用の推進、防災体制の強化と人口対策、これらの重点施策が挙げられています。

内容的にはややハードウェアに偏っているかなという印象を受けます。当面こうした主にハードウェア分野に集中的に資源を配分していくという考えでしょうか。また、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップとなる施策事業についてはどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

○議長 長 腰越 晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 腰越議員の質問にお答え申し上げますが、これは非常に広範にわたっておりますし、聞くほうは「いかにすべきか」と言われるだけですけれども、答えるほうはなかなか長くなりますので少しお時間を頂戴したいと思っております。議長からもご配慮をよろしく願いいたします。

1 子育て支援・教育について

前段は別にいたしまして、子育て支援・教育についてから始まりますが、これは議員がおっしゃるとおり、子どもたちの健やかな育ち、これは家庭を含めた学校以外の教育力が大き

く影響するものだと思っております。多様化し続けます雇用の環境とかライフスタイル、こういうことから核家族化が進んでまいりましたし、そのことが地域とのつながりの希薄化に結びついているということもあります。そういうことで、家庭教育あるいはしつけがなかなか継承されにくくなっている。これは私たちの市においても例外ではないと認識しているところでもあります。

今の問題点につきまして、現在のこの年代の保護者自身が、幼少期からの生活の中で家庭教育体験が豊かではなかったということもあろうかと思っております。そういう背景がですね。保護者自身が、家庭教育が自分でわからない、あるいは他者との関係をうまくつくれないということが、家庭教育がうまく機能しない背景にはあります。こればかりではありません。さまざまな要因があろうかと思っております。

問題を抱えております子ども・若者の中には、家庭環境に困難がある場合も大変ありまして、その環境で育った子どもたちがまた将来的に社会を担っていくと、これを思うときに、やはり家庭を取り巻く地域社会、公共サービスでの家庭教育支援の重要性を再認識するところでもあります。今そのために子ども・若者育成支援センターの中では、困難を抱えた子どもも含めてあらゆる問題に対応しておりますし、学校も保護者が集まりやすい機会を捉えながら、生活習慣あるいは子どものかわり方、ネットトラブルこれらについてさまざまな学習機会をつくっております。それから、子育て世代の保護者や子どもたちが、楽しい活動とか会話ができるように、それぞれ工夫も凝らしているところでもあります。

これから子ども・若者育成支援センターの家庭教育支援の重点課題といたしますと、さらなる人材発掘と人材育成がまずもって挙げられるところでもあります。学校、家庭、地域を結ぶコーディネーターあるいは支援員、各種活動に携わっていただくボランティアの皆さん方も、活動を継続してきていただいております。これからも継続していくうちに高齢化あるいは家庭や仕事の事情によって、活動の継続が難しくなる状況が今もかいま見えているところでもあります。これらを補える人材の発掘、育成が大きく問題になろうかと、そして必要になろうかと思っているところでもあります。

子育て支援部分のほうになりますと、これもまたこのニーズは広範多岐にわたっておりますして、なかなかこれをやればというところがきちんと捉えるところではありませんけれども、中でも優先度が高いと思われる施策を選択して実施しているところでもあります。

子ども・子育て新制度におきましては、待機児童の解消と認定こども園の普及などの施設整備を大きな目的としております。これは国のほうのあれですね。市といたしましても、保護者の就労を支えて健全な保育環境を提供するための施設整備についても、当然ですが総合計画との整合性を図りながら、着実に進めていかなければならないと思っております。議員からもご認識いただいているものと考えておるところでもあります。

施設整備とともにやはり重要な施策といたしまして、家計の負担軽減策、あるいは保護者の精神的な支援ということが挙げられてまいります。負担軽減の対応といたしましては、子どもの医療費助成、妊産婦医療費の助成、ひとり親世帯の支援も含めまして積極的な施策を

今、展開しているものだと考えております。

それから子育てに対する認識のなさというか、浅さですね。こういうことも含めて相談できる友人がいないということが、割合と孤立化してしまう保護者には多くみられるところがあります。子どもが生まれてからの保育園など入園している幼少期は、こういう部分については、やはり保健師・保育士などが精神的な負担軽減の支えとなっていると認識しております。特に障がいを持つ子どもを抱える保護者に対しまして、その気持ち、あるいは思いやりこういう心を持ちながら、しかしながらやはりきちんと正面から向き合っていかなければならない、ともに支えていかなければならないという意識を持って対応しているところであり、今年度は加配基準検討委員会を立ち上げて、障がいを持つ子どもにとって最適な保育環境の提供について検討を始めたところでもあります。

新年度の重要課題につきましては、市立保育園の施設整備がありますけれども、子育て支援の分野では新規事業も重要であります、やはり継続あるいは拡充ということも大切です。市民のニーズに対応した計画的な施設整備と子どもの健全な育成とともに、やはり保護者の育成とは申しません、精神的支えということを念頭に置きながら、南魚沼市の「宝」ということで表現しております子どもたちのために、重要な部分についてはどんどんと実施をしてまいりたいと思っております。

2 環境共生について

環境共生についてであります。今現在、南魚沼市で分別しております廃棄物の品目は14種類ありまして、県内30市町村の中で分別が10番目に多い状況です。一番多いのは柏崎市の21品目だそうでありまして、一番少ないのはお隣の魚沼市さんの9品目ということでもあります。

市では以前から「混ぜればごみ、分ければ資源」をスローガンに市民の皆さんに分別の徹底をお願いしております。さらなる分別の細分化というご提案でありますけれども、確かに細分化することで、資源としての活用の可能性は広がります。結果として溶融炉の延命化あるいは新ごみ処理施設の処理能力を抑えることもできるということだと思っております。地球温暖化防止対策の観点からも、廃棄物の減量化と資源化は重要な課題であると認識しております。

この点から、廃棄物対策課ということよりは、1つはご承知のようにディスポーザーですね、生ごみを極力出さない方向。これは資源化ではありませんが、分別にはつながります。しかし、これが下水道施設に流入していわゆる処理された後の汚泥、これは今、国土交通省のほうでは、下水道の処理物は宝の山だと、処理場は宝の山だという表現で、これをまた資源化しようということをどんどん進めております。我々もまだそこまでは至りませんが、まずはディスポーザーの普及をちょっと図れば、生ごみはこれを使っただけならば生ごみはほとんどごみとして出さずに済みますので、このことは何とか普及させていきたいというふうに考えております。

平成23年度から廃棄物対策課のほうでは、容器包装プラスチック類の回収、そして今年

度始めました古着、古布の無料回収を開始しまして、改修品目を徐々に増やしていつているところでもあります。しかし、細分化すれば資源になるということが、私も含め皆さんわかっているわけではありますが、なかなかそこに至らない部分もあります。そして、私どものほうとしますと、収集と処理コストを全く無視してやることもできません。それから、市民の皆さんの利便性と負担も考慮しなければならないということでありまして、現在、資源化、減量化の課題として、事業系の紙類、家庭系の廃プラスチック、小型廃家電、これらの取り扱いをできないものか、今、研究を進めております。

議員がおっしゃったように、2市1町で新しい廃棄物処理施設を共同で建設運営することで合意しております。必要な施設の種類、能力を具体的に検討していく中で、何を資源化し何を処分するかということも決めなければならないと思っております。南魚沼市そして魚沼市さんと湯沢町さんの事情、経済性これらも考慮しなければなりませんけれども、基本は資源化できるものはなるべく資源化し、焼却、埋め立て等の処分はできるだけ減らすということも、きちんとした認識としてお互いが持っていなければならないと考えております。

3 都市基盤について

都市基盤についてであります。土砂災害危険箇所への対応であります。前々から申し上げておりますように、平成23年度の豪雨災害の復旧によりますハード整備につきましては、今、国も含めて湯沢砂防事務所の事業が、一部まだ高棚とか水無の関係でしょうか、これらがちょっと残っておりますけれどもほとんど事業は完了いたしました。

それから土砂災害によります危険箇所対策につきましては、国、県の砂防あるいは治山事業によりハード面では対策が進められておりますが、市内だけでも363か所ということでありまして、これは県内全体となると箇所数が非常に多くてハード対策がなかなか進まないということも1つございます。時間がかかるということでもあります。

こういうこともありまして、国、県のほうでは危険区域の住民への周知、それから避難体制の整備を行うソフト対策に重点を今置いておりまして、土砂災害防止法に基づきます警戒区域の指定を進めているところでもあります。なお、市内における土砂災害防止法によります警戒区域の指定につきましては、一部の見直しを行う区域を除きまして、平成26年度中に指定が完了するということになります。

平成27年1月に、これは昨年広島市で発生いたしました土砂災害を受けまして、土砂災害防止法の一部が改正されて、国、県による危険区域の公表あるいは市町村に対する情報提供、市町村による避難体制の充実強化これらが明記されまして、地域防災計画に反映されることになりました。地域防災計画は、先般、また案を皆さん方にお示ししたところでもあります。地域防災計画の修正は、今、一応先般の会議で委員の皆さん方にお示ししたところでもありますし、ハザードマップの作成も進めております。これがこの計画の――これは県のほうにこれから提出していくわけでもありますけれども、この法律関係がもうころころとよく変わってきて、つくったと思えばまた修正、また修正になって膨大なものになりました。本当にちょっと困惑しているところではありますが、職員はよく頑張ってください、先般も膨大な量の

修正案をまとめて公表させていただいたところであります。

六日町地域という部分での都市計画構想ということであります。都市計画マスタープランというのが都市計画に関する基本方針であるわけでありまして、この中では目標年度を平成37年度としております。それで総合計画の見直しあるいは都市計画——これは用途・道路の見直し時点において、整合を図るために見直しを行うこととしているところであります。ご承知のように今現在、都市計画の見直しをしているところであります。平成27年度末には都市計画の見直し、変更決定を予定していることでもありますので、マスタープランについても平成27年度に見直しを行っていかうと思っております。その予定です。

見直しに当たってやはり考慮しなければならないことは、社会環境の変化、総合計画等の上位計画との目標の共有、ほかの各計画と連携をとりながら進めていくということが大事だと思っております。地域別の構想においてもそれぞれの区域の現状を分析して、地区の特性を生かして整備方針を策定していきたいと思っております。

旧六日町、特に市街地の中のことでしょうけれども、非常に狭隘な道路、あるいは雨水幹線も常に少しの雨で溢水するとか、非常に問題点もございます。今、寺裏雨水の下水路については、隣接しております道路と一緒に改良していかうということで計画がもう進んでいるところでありまして、地権者の皆さん方からもほぼ了解をいただいているところであります。

六日町地域全体的な都市計画構想ということになりますけれども、先ほどお話し申し上げましたマスタープランの中で、六日町の地域別構想が示されております。しかし、狭隘道路が多く存在している中心市街地に特化したという構想はまだありません。今までも旧六日町時代からも特化した部分というのは、検討してはやはり地域の住民の関係の皆さん方の賛同を得られずに頓挫をしてきたという経過は何回かあるわけでありまして、非常に難しい問題であります。

現段階で狭隘道路部分を発表して計画や構想というところまでは、今ほど触れました関係者の皆さん方の思惑あるいは利害関係これらもあって、示してはおりませんし、簡単には示せないだろうと思っております。先ほど触れました「市道旭町上町線」あるいは「市道市役所通り線」こういうことがあります、そのほかの狭隘な道路につきましても、中心市街地の活性化の重要な課題ということもありますし、まちづくりの意向あるいは協力体制——これは地元関係者の皆さんに対してであります——こういうことを見極めるとともに、理解がいただけるような路線から遂次整備を進めるということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

空き家対策であります。空き家につきましても、いろいろ問題点もございました。しかしながら、平成26年11月27日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が交付されまして、本年5月に施行される予定であります。この特措法の中で、国が指針あるいはガイドラインの作成を行うほかに、市町村による空き家等対策計画の策定あるいはデータベース整備これらの施策が規定をされているところであります。

南魚沼市は、現在、周辺家屋あるいは道路の利用等に危険を及ぼす可能性のある危険放置

家屋は把握しておりますが、全ての空き家についての正確な部分については、なかなか把握ができておりません。増加傾向であるということは間違いなことだと思っております。しかし、これもまだ問題点がありまして、この管理こういうことは当然ながら所有者あるいは相続人の関係者の皆さん方の責任となるわけでありまして、こういう部分についての対応が今後非常にまだまだ厳しいものだと思っております。

総合的な空き家対策をこれから検討していかなければならないと思っておりますが、国が策定するガイドラインを踏まえて行おうと思っております。長岡市の件については議員おっしゃるとおりで、いわゆる購入希望者が市の紹介で所有者と連絡をとるといようなことをやっているようであります。平成 22 年度に 11 件、平成 23 年 14 件、平成 24 年 9 件、平成 25 年 12 件、平成 26 年 8 件。これはどういうことで契約といいますか取引が成立したかということは伺っておりませんが、何らかの形で利用されているのか、この辺についてはまだちょっとわかっておりませんが、一応こういう件数がありまして成約がなっているというご報告は受けておりまして、効果があるものだろうと思っております。

4 産業振興について

産業振興で農業振興と人口維持についてであります。これはちょっとベースのデータを申し上げます。平成 22 年度の農林業センサスの中で、南魚沼市の中の農家戸数は 5,552 戸、そのうち専業農家が 458 戸、これは 8%です。第 1 種兼業農家 301 戸、5%、第 2 種兼業農家 3,481 戸、63%、自家消費的農家 1,312 戸、24%でありまして、圧倒的に 2 種の兼業農家が多いわけであります。

その 5 年前の平成 17 年度との比較から申し上げますと、専業農家は 116 戸増加いたしました。第 1 種兼業農家は 60 戸減少、それから第 2 種兼業農家は 545 戸減少ということで、平成 17 年度より専業農家以外は減少しているということです。全部で 605 戸減少しているということになります。農家戸数全体でも 477 戸減少しているということが数字として出ております。

一方で、人口で比較した場合でありますけれども、農家人口は 8,433 人減少して 69.3%、これは平成 17 年と平成 22 年ですね。農家人口はこういうことあります。しかし、この同じ年に実施されております国勢調査の人口比率では、1,705 人減少の 97.3%ということあります。農家人口が減っている割合で人口が減っているわけではない。いわゆる転業ということになりましょうか。

今、申し上げましたように、人口と農家の戸数は 1 桁台の減少率ですけれども、農家人口は 3 割以上の減少でありまして、これはやはり農家の経営者が世代交代によりまして、後継者の所得構成が農業以外の所得が主たる所得になっていく傾向が強いのだと思っております。兼業農家の形態が、農業以外の所得への依存度は高く、ですから徐々に第 2 種兼業が増えていっているということでもあります。

こういう中で、農地の集積こういうことも含めまして、やはり高齢化や後継者不足に対応していかなければならないわけでありまして、これは全国的な問題の中でもあります。山間

地、中山間地ということを抱える南魚沼市の中で、農地・農村環境を維持していく上でも、議員がおっしゃっておりますように、兼業農家の役割はやはり非常に大きいものだと思います。

そういうことも含めまして、農地中間管理機構あるいは中山間地域直接支払、多面的機能支払の制度によって、地域で農地・農村環境を維持していくような支援を充実させていかなければならないと思っております。集落営農への支援も、今後もっと力を入れていかなければならないことだと思っております。

起業支援の中の支援分野・業種であります。今現在、商工会を窓口にいたしまして、商業振興地域の空き店舗で起業される方を対象とした「自主的出店者支援事業」の制度がございまして、毎年1件ずつ活用されています。平成24、平成25、平成26の3年間で3件であります。

ただ、この制度だけで満足かといわれると、議員おっしゃるとおりそういうことではありませんで、条件に適合いたします小売店以外の起業者の方の支援は、この制度の中ではすることができない。そういうことで新たな企業支援補助金制度を設けまして、産業振興を図っていきたくと思っております。南魚沼市の企業立地促進条例に該当しない事業者で、支援額は1件当たり上限50万円を想定いたしまして、創業時の初期投資費の一部に活用させていただく方向で、今、予算も計上しているところであります。具体的な支援分野につきましては、他の補助金を受けられるものは除外されるものです。他の補助金を受けている者はだめでありまして、風俗営業も一応、除外ということでありまして。風俗営業が全部悪いかと言われるとそういうことではないわけですが、一応行政としてはそういうことでありまして。

現在、より効果的で起業者の方が活用しやすい制度を構築すべく検討しておりまして、ご指摘のとおり成長性あるいは他産業への波及効果を十分考慮して、制度設計を進めてまいりたいと思っておりますので、またご指導もお願い申し上げます。

インターネットの活用については、こういうことを活用いたしました特産品の販売拡大、販路拡大あるいは地域ブランドの向上、この取り組みは重要であります。ただし、ちょっと先進地の例から検証いたしますと、費用対効果を得るところまではほとんど至っていないということでありまして、採算割れが非常に多いということです。もう少し事例を検証しながら可能性を探っていきたくと思っております。

コンサルティング支援であります。これは平成25年度からご承知のようにICLOVEを進めておりますけれども、平成27年度からは現行の体制を少し改めさせていただきまして、地域の金融機関あるいは商工会を加えた「産学金官ラウンドテーブル」——何かみんな頭だけとると変な名前になりますけれども——こういう新しいICLOVEを構築して、体制を強化してまいりたいと思っております。

この中で産業競争力強化法によりまして「創業支援事業計画」を申請いたしまして、国の認定を受けることによって、商工会や金融機関まで交えた創業支援が可能になりますので、商工会などが実施いたします創業塾の運営あるいは創業セミナーこれらへの助成、地域資源を

活用した創業者支援制度これらへの補助制度、さまざまな国の支援策を活用できるように進めてまいりたいと思っております。

この組織は資金援助ということだけではなくて、各機関が有機的に連携してのコンサルティング支援が行われるものだと思っております。判断がどうなりますかわかりませんが、相互が専門分野での意見を出し合う中で、また支援についての判断もうまくいくのではないかと考えているところであります。

5 行財政運営について

行財政運営であります。議員がおっしゃったように、それぞれの重点施策の内訳は申し上げたところでありまして、医療再編と子育て支援の充実から防災体制の強化と人口対策、ここまでを重点施策として計上させていただきました。

内容的にハードの部分に偏り過ぎてはいないかということではありますが、全くそういうつもりではございませんで、ハード事業にかかわるものも含めまして、事業費的にはウエイトが高くなっていると、これは事業費的には確かではありますが、施設整備につきましては行政サービスを円滑に、適正に市民の皆さんに提供するために必要なものでありますし、娛樂的あるいはぜいたく的だということとは全くないと思っております。

生活基盤あるいは産業基盤として必要最小限の施設について計画的に整備をしていこうと、また、そうしなければならないと思っております。こういう考え方のもとで、ハード分野に集中的に資源を配分するというではありませんで、財源との調整の中で必要とされるハードの計画的な整備、そして有効活用も図りながらやっていかなければならないと思っております。

今までも、何か野球場だわあれだわということで、ハード中心にいろいろご批判も浴びてきたわけではありますが、決してそういうことをハード整備を目的にしてやってきたということではありません。ハードの整備に関して経済的対策こういう必要以上の整備ではありませんし、維持管理費も当然考慮しながら行ってきたわけであります。そこからそういう中で施設整備をする中で、活動が充実して生活の向上につながっていくという考え方のもとにやってまいりますので、今後ともその意志は貫いてまいりたいと思っております。

スクラップ・アンド・ビルドで、ビルドはあるけれどもスクラップがないではないかというご指摘であります。これからどんどん出てまいります。今、代表的な例では、医療再編で県と役割分担をする中で、六日町地域の医療の確実な継続を目指しながら、大和病院、新市立病院、城内診療所のベッド数をこの区域の中で確保して、効率的な運営を図ると。これはもう大和病院のほうは40床に縮小していくわけでありまして、城内診療所は4月1日からいわゆるベッド数を持たないという――5床は持ちますけれども原則持たない。これは施設を壊すという意味ではありませんが、やはりスクラップのほうの代表的な例であります。

これから進めてまいります中学校の統合も、空く2校についてはこれはもうスクラップ。ただ、これを空き校舎にして手をこまねいているということではないわけでありまして、再利用することもスクラップ的な考え方の中には持ち込まなければなりませんので、これらの

利用についてまた考えてまいりたいと思っております。

ごみ処理施設も先ほど申し上げましたとおりでありまして、今度は3自治体で共同運営。これは湯沢町さんとは今まで我々がやっていたわけですが、魚沼市と南魚沼ということになりますと2つあったものを1つにしていってわけでありまして、これも立派なスクラップということでもあります。そういうことは常に行財政運営の健全化ということの中では考えていかなければなりませんし、このスクラップとともに選択と集中、このこともきちんと考えていなければなりませんので、よろしくまたお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 多項目にわたり質問させていただきました。一つ一つについて確認をさせていただきました。全項目にわたってひとつ希望といいますか、意見といいますかを述べさせていただきますと思います。

やはり教育についても、あるいは産業支援、起業支援ですね。それから全ての分野について、やはり人材というものがいかに重要になってくるかという、そういう時代に入っているのだという思いを強くするわけです。今の答弁を聞いていても、やはりそのように感じます。行政当局、職員だけでなく、やはり民間の公的な機関、今もいろいろあがってきましてけれども、教育を支えるボランティアや、あるいはさまざまに学校に入って活動していらっしゃる民間の方々、金融機関、大学、いろいろなものとの協力の中で、こうしたよりよい公共サービスというものが生まれてくるのであろうと。

また、六日町地区の都市計画こういったものについても、やはり地域の方々がお互いに安心で安全で快適な生活空間を持つのではないかと、共通の認識を持つことから始まってくるのだらうと思います。そうした意味でハードウェアの整備にとどまらず、しっかりと市民を、本当にいろいろな意味で力を持っていらっしゃる市民がたくさんこの市にはいるわけですから、十分に活用しながら今年度あげられている重点施策等についても鋭意進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。もし、所感があれば市長、お願いいたします。

○議 長 腰越 晃君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 余りにもあっけなく終わりと言われて張り合いがないようではございますけれども、それは別にいたしまして。今の議員のおっしゃることはまさにそのとおりでありまして、人材の育成そして活用、このことが何よりも重要でありますし、また我々が一番心していかなければならないことだと思っております。その点につきましてもまたそれぞれの立場、議員の立場からのご支援とご協力をお願い申し上げますところであります。

○腰越 晃君 終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は午後2時47分といたしますが、黙禱のため2時45分までに議席についていただきますようお願いいたします。

[午後2時23分]

[午後2時46分]

○議 長 2011年3月11日、14時46分発生した大地震による東日本大震災から4周年を迎えました。マグニチュード9.0という国内観測史上最大の震災により、一万五千八百余名の方が亡くなられ、いまだ2,500名を超える方の行方がわからない状態にあります。

ここで東日本大震災を心に刻み、犠牲となられた方々に対しまして、哀悼の意をあらわすべく1分間の黙禱をささげたいと思います。ご起立願います。

○議 長 黙禱。

[黙禱]

○議 長 黙禱を終わります。ご着席ください。

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後2時47分]

○議 長 質問順位11番、議席番号7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

子ども・若者育成支援の充実を

子ども・若者育成支援の充実をということで質問させていただきます。子ども・若者育成支援事業が始まり、まだ月日は浅いですが、大変重要な仕事になっていると感じています。未成年者による痛ましい事件を報道等で知ると、子どもたちの健全な育成が社会にとっていかに大切かがわかります。18歳の少年が小学校を出たばかりの子どもに犯罪を促し、思うようにならないとどこかの地域を模倣した方法で殺害するとか、一方的な被害妄想や思い込みをネットに書き込み自己主張するなど、かつては信じられないような事件が地方でも起こり得る時代となりました。

今直面している課題である少子高齢化や人口減少といった問題も、高度成長の傍らで長い時間をかけて形成されたものと言えます。それぞれが持っている特徴を生かしながら、地域が地域らしく、人が人らしく心豊かに成長していくことが大事であり、その基本となるのが若者の健全な育成です。

人づくり、すなわち人材育成にはお金がかかるものと理解すべきであります。この部分に年齢を問わず有資格者とやる気のある正規職員を採用することによって、将来の南魚沼市の発展のために、子ども・若者育成支援をさらに充実させていくことが重要であると考えております。

今回の一般質問は、子ども・若者育成支援センターのこれまでの取り組みと、そこから見えてきた今後の課題について聞きたいと思います。以上、演壇からの発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 桑原議員の質問にお答え申し上げます。

子ども・若者育成支援の充実を

子ども・若者の健全育成につきまして、平成22年に施行されました子ども・若者育成支援推進法に基づきまして、平成23年度から子ども・若者育成支援センターを設置させていただ

きました。さまざまな事業を実施してまいったところであります。

この推進法施行から5年後に当たることとありますが、見直しが予定されておりまして、内閣府のほうではその前段として、平成22年に策定いたしました「子ども・若者育成支援推進大綱」の総点検を実施して、平成26年7月に報告書を公開しております。報告書に「今後取り組むべき課題と方向性」といたしまして、6項目が提言されております。そのうちの2項目が議員の質問に係るものだと思っております。

1つが、子ども・若者のライフサイクルを見通した重層的な支援ネットワークの構築。「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の一層の充実強化を図るべきこと。もう1点は、地域における多様な担い手の育成確保を進めるべきこと。支援を担う専門職については、激務による燃え尽き症候群あるいは力量の個人差、民間協力者については、高齢化や担い手不足と、こういう状況があると報告をしております。

この2つの項目につきましては、南魚沼市の取り組みのまた課題でもあるわけでありまして、現在、関係機関、団体等からご参加いただいて、「南魚沼市教育基本計画」の後期編の検討を進めているところでありまして、子ども・若者育成支援部会として、センターの枠組みから再検討を始めたところでありまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

それでは順次質問させていただきます。まず、初日の所信表明にもございましたが、センターの大規模改修についてであります。現在拠点として使用しているセンターが築36年を経過して大変老朽化も著しい。私も古いなと思っております。これが今まで使用状況を鑑みて、どのように工夫されて、どのような改修計画になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・若者育成支援の充実を

ご指摘のようにこの建物につきましては、勤労青少年ホームといたしまして昭和53年に建設して、もう36年ということとあります。大規模改修については、平成27年度に建築物の現況調査の結果を踏まえて、基本的な検討を行いたいと思っております。調査の結果次第ということとありますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

ますます利用者のニーズが多様化していくと思われまますので、調査の結果を見ながら、ニーズに応えられるようなものにしていただきたいと思いますと思っております。

2番目の質問ですが、センターの人員配置について質問します。子ども・若者育成支援と聞いて、当初は何をやるのだろうかと思も非常に不思議に思ったのですけれども、非常にいい仕事をしているなど今では思っております。この部署に限らずですが、福祉の分野に携わる職員の成果というのは、決して目立たないわけですが、職員の方々は本当によくやってお

られるなど私は思っております。この部署の人員配置の状況を確認したいわけですが、正職員と有資格者がどの程度いるのかということも含めてお答えいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・若者育成支援の充実を

ここの人員は、正職員はまず4名であります。内訳はセンター長それから係長、主任、臨床心理士、これが各1名ずつであります。正職員の中の有資格者というのは、臨床心理士の1名であります。相談・支援に当たります非常勤は14名配置しております、その中の各種資格の状況は、教員免許・教職経験及び教育や心理にかかわる各種カウンセラー資格を持っている方が5名、教員免許で教職の経験者という方が3名、教員免許及び教育カウンセラー資格の方が2名、教員免許のみの者が1名、教育カウンセラー資格を持っていらっしゃる方が1名、それから教育や心理に関する資格のない方がお2人、このほかに非常勤職員2名を配置しております、その内訳は事務1名、青少年ホーム事業の夜間管理1名ということでありまして、この14名でやっております。また、人材育成につきましては、県主催の研修会これらを活用して行っているところであります。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

私が想像していたよりも非常に資格を持っておられる方が仕事をされているなと思えました。非常勤の方がいらっしゃるわけですが、この部分も私のイメージよりは少なかったなと思っております。こういう仕事はやはり全てというわけにはなかなかいかないだろうけれども、正職員が担って仕事をするのが望ましいのかなと思っております。この事業は決して補助的な事業ではないわけで、特に義務教育の子どもたちにとっては、正規の資格を持った方が対応すべきかなと私は思っています。

今後ですけれども、人を育てるにはそれなりの経験を積んだ人が担うべきであるだろうと私は思っていますし、採用する職員の年齢も、それなりに社会経験を積んだ方を採用していくような方向がいいのかなと思っておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・若者育成支援の充実を

これは全て正職員ということは非常に無理がありまして、相談の時間帯とかいろいろの中では、臨時で常勤的な部分を選択せざるを得ない部分であります。でき得れば全て資格を持っていらっしゃる方がありがたいということですが、そこまでそろるか否かというのは、そろえるように努力いたします。

経験者、これはもう当然でありまして、資格を持つ持たないにかかわらず、人生経験がある程度やはり豊かな方でないとなかなか対応しきれない。子どもさんばかりではなくて親の部分もありますし、それから子ども・若者という定義の中には、39歳までということもありますので、相当やはり人生経験豊かな方、この方々をお願いしなければならないと考えております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

今非常にいい答弁をいただきました。まさに市長がおっしゃったとおりでありまして、私は正職員を全て採用しろとは申ししていないわけですが、努力するという方向でお願いしたいと思います。また、採用する職員の人生経験が非常に豊富な方を採用するという方向も、そういう方向でお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。子どもたちを支える社会の醸成についてであります。前回、小中学生に対する社会性の教育をどうするかという質問をしたところ、家庭、地域、学校の三位一体の取り組みを進めるという答弁を得ました。家庭教育支援チームや学校支援地域本部が進める、子どもたちを支える社会の醸成という取り組みは、一体どういうものか教えていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・若者育成支援の充実を

家庭教育支援チームについては、やはり孤立しがちな保護者などへの家庭教育支援、あるいは学習機会の提供を目的に今、活動しているところでありまして、しゃべり場サロンこういうことを定期的に開催しておりますし、学校からの協力と理解をいただいているところであります。大変感謝しているところであります。現在、六日町小学校、北辰小学校、浦佐小学校、塩沢小学校、総合支援学校の5校で活動しております、平成27年度も当然ですが、活動を継続してまいります。定期的に広報誌も作成しております、拠点5校では各家庭に配布、その他の学校や保育園などにもわずかではありますが配布させていただいているということでもあります。

「学校支援地域本部」は大崎小学校で行っておりますし、「心豊かな子育て教室」は青少年育成南魚沼市民会議への委託事業。これは主に保育園あるいは幼稚園に入園前の子どもとその保護者を対象に、親子遊びの体験等を提供しております。

その他、各小中学校で新入生保護者を対象に、入学前健診あるいは半日体験入学等、多くの保護者が集まる機会などを利用させていただいて、子どもたちの発育に望ましい生活環境の重要性、あるいは携帯電話、ネット関係の学習会これらを開催していただいているところであります。PTA各種委員会等と協力しながら、家庭教育に関する講演会、勉強会も開催をしているという状況でありまして、これらをもっともっとまた充実させていこうと思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

今の取り組みで、私も知らなかったことがたくさんありました。特に家庭教育支援チームというのが保護者の支援ということで、非常にいい取り組みだなどと思っておりますので、今後とも市民の方にPRしながら進めていっていただきたいと思っております。

子どもたちを支える社会の醸成についての2つ目ですけれども、将来、小学校の統合が予

定されている地域もありまして、中学校で多くの友達ができる環境を整備するという事は非常にいいことだと思っております。また、一方で大事な事は、自分が生まれた場所をどう維持し発展させるかを考える人材の育成ではないかと思っております。地域のかかわりが薄れていかないうような取り組みをすべきだと考えますが、学校の統合と地域性についてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・若者育成支援の充実を

これは合併をして市になったわけでありまして、子どもたちの地域性といいますか、そういうこともさることながら、旧3町の皆さん方のそれぞれの地域性ということも、やはり合併した後の大きな課題といいますか、地域性を持って悪いということではありませんけれども、やはり融和もしていかなければならない、大きな課題でありました。

子どもたちも当然であります。今、南魚沼市のどこそこで生まれてどこその学校でと、旧旧町村単位が多いわけでありましてけれども、これはこれとして非常に大切なことでもあります。地域コミュニティー等も含めてそういう体制をとっているわけでありまして、学校部門については、やはりある程度その枠も超えて、南魚沼市という一体感をお互いが持てるように、学校の教育現場でも配慮していかなければならないと思っております。子どもたちにもそういうことも含めて徐々に浸透できるようにやっていくことが肝要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

今の部分は非常によくわかりました。次ですが、義務教育費の教育支援についてであります。この定例会でも幾つか議論があったわけですがけれども、いくら学校や地域の人々が子どもたちに注意を払ったとしても、最近はインターネットやスマートフォンの普及によって子どもたちだけのより小さな社会が形成されています。周囲が気づかないという状況が多々あるわけです。義務教育費の教育支援の部分で、スマートフォンやインターネットを使った犯罪から子どもたちをどう守るかということが喫緊の課題となりつつあるわけですが、この対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・若者育成支援の充実を

この義務教育以下の点につきましては、まさに教育委員会所管でありますので、この後は教育長に答弁させます。よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 子ども・若者育成支援の充実を

それではお答えします。スマホ、ネット犯罪等への対応については、大変深刻な問題であり、その対策についてもとても難しい状況であります。その中で南魚沼市としては、やはり家庭に入り込みたいということで、保護者の意識改革ということで今やっているのが、皆さ

んもおわかりのようにメディア・コントロールという言葉があります。このメディア・コントロールという言葉の中には、今言った子どもたちのメディアに対するコントロールのほか、新聞だとかテレビの規制だとかという言葉も捉えますもので、南魚沼市は「メディア接触コントロール」という言葉を使って、まずは保護者、子どもたちの意識改革に入っております。

その中で2つの対応ということで、その1つは啓発リーフレットの配布ということで、新潟県教育委員会及び警察等と民間事業者が共同で作成した啓発リーフレットがあります。「親子で話そう スマホ・ケータイのこと スマートフォン・携帯電話の安全な利用について」というリーフレットを、毎年、入学時に新中学生と新高校生の保護者を対象に配布してきましたし、この4月、新年度も配布してまいりたいと思っております。

2つ目は、スマホやネットトラブルの防止のための講演会を今年度も実施してまいりました。小学校11校、中学校5校、計16校で実施させていただきました。生徒と保護者の両方を対象にしたものが12校、児童のみの対象が2校、保護者のみの対象が2校ということで、講演会を実施してまいりました。以上でございます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

今の説明はよくわかりました。タブレットを教材とする教育も始まっておりますので、こういった部分は、小学生のうちからも始めていていただきたいと思っております。

同じく教育費、義務教育費の教育支援についてであります。不登校児童生徒の問題についてですが、総務文教委員会の報告では、教育相談を実施して早期の学校への復帰を支援しているということが説明されておりましたが、この部分は実際にはどのようなことをしていますでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 子ども・若者育成支援の充実を

それでは典型的な教育相談による学校復帰への支援のことについてお話しします。まず相談が入ると話をよく聞き、情報収集して支援方針を立てます。そして、センター、学校、家庭が連携しチームで対応します。チームで対応するには、共通理解を図りながら役割分担をしていきます。センターに来所できる場合は、相談員、指導員、サポートグループ「スマイリー」等と一緒にさまざまな活動をしながらかかわることで、他者との関係づくりを体験します。なお、センターへの児童生徒の来所日は、学校長の判断により出席扱いと現在なっております。ほぼ全部の学校がセンターに来た場合は、学校への出席と同じ扱いとなっております。

活動の中で自分の気持ちと言えるようになり、自己肯定感が高まると元気が出て、センターでの段階的な支援と並行して、学校へ短い時間ですが登校できるようにもなります。その場合は夜間登校ということで、昼はなかなか行きづらいということで夜間登校から始めることが多く、こちらは学校が対応しております。以上が典型的な教育相談による学校復帰の支

援でございます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

今のセンターと学校保護者への対応というところで、私はすばらしいなと思いました。これで夜間登校もやりながら徐々に復帰できるという体制を、私は初めて伺ったのですけれども、非常にいいなと思っています。環境を変えれば人も変わっていくこともあるだろうし、人生も変わることがあると思いますので、長い目でゆっくり対応していただければなと思います。

次にニート・ひきこもりの若者支援について質問いたします。大変難しいところだとは思いますが、ニート・ひきこもりの方々の実態の把握であるとか、数の把握はできているのでしょうか。また、自立支援、就労前支援、社会参加支援等の取り組みについてお聞きします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 子ども・若者育成支援の充実を

よく、ニート・ひきこもりの数の把握という話がされます。市でもこの実態把握をきちんとつかみたいと思っておりますが、なかなか難しい状況です。例えば高校入試が終わった後は、市内並びに魚沼市の高校に行きまして、その後の調査をしております。学校も入学していただいて中途退学をして、その1か所目までの行き場所はわかるのですが、その後なかなか把握できていないということで、そのような把握についてどうしていったらいいか、今後とも検討してまいりたいと思っています。

ということで、実態調査は実施しておりませんので人数の把握はしておりません。ただ、平成26年度中にこれまでセンターにかかわったケースのうち、ひきこもりが12、ニートが7で合計19のケースがあります。ただ、平成22年内閣府の調査の割合を当市の若者に当てはめてみますと、広義のひきこもりが1.79%で算出すると270人、準ひきこもり——準ひきこもりとはふだんは家にいるのであるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する方——は1.19%で179人でございます。

それでは次に支援の取り組みについて説明します。自立支援については、先ほどの不登校支援と同じような段取りで進んでおりますが、まず相談が入るとセンター内で検討します。場合によっては、必要な関係機関と連携します。当事者の同意があれば、訪問相談を行いますし、訪問しても会えない場合については、家族から手紙を渡してもらい、定期的にそれを繰り返して会えるようになり——定期的にやっていると会えるようになる場合があります——話ができるようになり、やがてセンターの居場所の利用へとつながっていく場合があります。

センターへ来所できるようになった場合は、相談室で相談員と1対1で話をする。1人で読書、音楽鑑賞、パソコン練習などの個人活動から、当事者に自信がついてきたら、小グループでの調理、スポーツ、ゲームなど各種体験活動をとおして、他者とかかわる活動を行い

ます。それと並行して、定期的に当事者と家族と面談を行い、社会へ出るための準備を一緒に考えていきます。いずれもスモールステップで、ほとんどのケースがとても時間がかかります。

それでは次に就労前支援についてご説明しますが、地元事業所の協力を得て、仕事場訪問を行っております。相談員が当然同行して、見学と具体的な仕事内容の説明を受けます。内容は以上ですが、新年度は、三条若者サポートステーションと共催の就労支援事業も計画しております。

そして最後に社会参加支援については、社会福祉協議会と連携してボランティア活動体験等を計画し実施しております。以上でございます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 子ども・若者育成支援の充実を

今の説明で大体理解できたわけですが、ニート・ひきこもりの予備軍といいますが、非常に把握できない部分もあるのですが、270人と179人と、こういった部分にも注意をされていていただきたいと思います。また、自立支援、就労前支援、社会参加支援の取り組みですが、これは教育のほうで行うということは、非常に重要なことであると思っております。自分で仕事を見つけたりとか社会とかかわる場面を、何とか時間をかけてゆとり場を提供していただければなと思っております。

最後ですが、これは質問ではなくて、私があえてこの部署の局長、部長、課長にずっと伝えたかったことですが、市立図書館と学校図書館の設立に当たって、センターから人を派遣していただきました。彼らというのが社会とのコミュニケーションがなかなかとりづらい、苦手だという方々だったので、非常によく頑張ってください、特に塩沢小学校の校長先生は、彼らがいなければ図書館はできなかったと。私がお話を皆さんに伝えに行きましたら、職員の方が皆さん集まって、たわいない話だったので、メモをとっていただき、また、この方に対しては頑張っていきたいということを、皆さん言ってくれました。こういった姿勢が、やはりこの事業をいいものにしていくのだなと思っております。また、こういった姿勢を続けて、今後も頑張っていきたいと思いますが、最後一言お願いできればと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 子ども・若者育成支援の充実を

まさに子・若センターに来ている若者で、その次のステップということで、今回のえきまえ図書館の動きの中で、各学校、特に塩沢小学校が学校図書室の作業の開放ということで、彼らの働く場、居場所ができました。その経過として、図書館もそういう人たちが活躍できる場にしていきたいと思っておりますし、小学校19校、中学校6校そして総合支援学校、全26校を活用して、そういうニート・ひきこもりの人たちの活躍の場にしていきたいと思っております。今後も頑張っていきたいと思っております。

○桑原圭美君 終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、あす3月12日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大
変ご苦労さまでした。

〔午後3時18分〕